

東洋史研究

第七十四卷 第二號 平成二十七年九月發行

北周侍衛考

——遊牧官制との關係をめぐって——

會 田 大 輔

はじめに

- 一、北魏前期の内朝官とモンゴルのケシク
 - (一) 北魏前期の内朝官
 - (二) モンゴルのケシク
 - (三) ケシクの官制
- 二、北魏後期・西魏・北周の禁衛の沿革
 - (一) 北魏後期・西魏の禁衛
 - (二) 北周の禁衛
- 三、北周侍衛の職掌
 - (一) 宮伯・諸侍の構造と淵源
 - (二) 宮伯・諸侍の職掌

1. 皇帝護衛

2. その他の職掌

四. 宮伯・諸侍就任者の傾向

(一) 宮伯就任者

(二) 諸侍就任者

(三) 小結

五. 北周の政治動向と侍衛

(一) 宇文護執政期

(二) 武帝親政期・宣帝期

おわりに

はじめに

近年、南北朝隋唐時代を中國史の枠組みのみで理解することに限界があることが指摘され、ユーラシアの視点からとらえなおす動きが盛んとなっている。なかでも先鋭的な見解が杉山正明氏・森安孝夫氏などによる「拓跋國家」説である。「拓跋國家」説は、①北朝・隋・唐の統治者層の中核が鮮卑拓跋系であること、②婚姻を通じて相互に血縁關係を有すること、③北魏前期〜隋唐の國家形態がほぼ變わらないこと、④トルコ系遊牧民等が北朝隋唐を「タブガチ」(拓跋)と呼んでいたことを前提として、北朝隋唐を遊牧的要素の強い一聯の政權としてとらえる學説である。¹⁾これは南北朝隋唐史研究の見直しにつながる重要な指摘である。しかし、この「拓跋國家」説のうち、④は外部からの呼稱にすぎず、「拓跋國家」説の根據としては枝葉にすぎない。また、①については既に「高橋二〇一〇」²⁾によって、隋の楊(普六茹)氏・唐の李(大野)氏が北魏末の混亂の中から勃興した一族であり、拓跋鮮卑との關係が稀薄であることが指摘されている。北魏末の混亂の結果、北魏後半期と西魏・北周では、支配者層の構成員(非漢族)が大きく入れ替わっていることも忘れては

ならない「吉岡一九九九」。これらのことから「拓跋國家」説の根據としては、③の國家形態の聯續性こそが重要であるといえよう。しかし、北魏前期～隋唐の國家形態の聯續性については實證的研究が進んでいない。

ここで鍵となるのは、北朝における遊牧官制の存在である。近年、川本芳昭氏によって、北魏前期の内朝官とモンゴルのケシクとの類似性が指摘されている。^③北魏の孝文帝改革によって内朝官が廢止された後も、北齊・隋・唐初には庫眞(庫直)・察非掾といった鮮卑語由來の官名が存在していた。^④北魏後半期に成立した皇帝の藥や食事を掌る嘗藥・嘗食局(門下省に屬す)も、北魏前期の「鮮卑的政治システム」の一部を繼承していたという指摘がある(『岩本二〇一五』六八頁)。また、隋・唐支配者層の直接の淵源にあたる西魏・北周は、鮮卑を中心とする非漢族(胡族・北族)出身の元勳を重視し、遊牧的要素の濃い國(胡)姓再行・國姓賜與・軍人改姓等の諸政策を展開した。^⑤平田陽一郎氏は、從來、隋唐府兵制の淵源として注目されてきた西魏の二十四軍制を再検討し、「鮮卑の傳統に支えられた擬制的部落兵制であつたと理解」し、「遊牧軍制の系譜に位置附けられる」とする(『平田二〇一五』五九―六〇頁)。北周では『周禮』に基づく六官制が施行されており、内朝官や鮮卑語由來の官名はみえないが、宮紀子氏が「拓跋系國家が意圖して『周禮』のノルムに遊牧システムを制り振」つたと述べている(『宮二〇一五』七三―七四頁)ように、北周六官制に遊牧官制の要素が潜んでいる可能性が考えられる。北周における遊牧官制の内實を検討することは、北魏前期～隋唐の國家形態の聯續性を考察する一助となる。

北周における遊牧官制については、平田陽一郎氏が西魏・北周の權力者(宇文泰・宇文護・楊堅)が開いた巨大幕府である霸府(丞相府・中外府)や諸王公府に置かれた親信に着目し、府主との親密度が高い側近集團であり、北魏の内官の系譜を繼いでいるとする(『平田二〇一五』二〇―二二頁)。^⑥しかし、親信は北周皇帝のもとには置かれておらず、宰相や王公の側近にすぎないため、北魏前期の内朝官と同列の存在とはいえない。そこで本稿では、森安孝夫氏が漢文史料中の「宿衛・侍衛」ケシクの可能性を指摘していることを踏まえ(『森安二〇一五』二二頁)、北周の皇帝侍衛(天官府所屬の宮伯・諸侍)に注目し、北魏の内朝官やケシクとの比較を通じて、北周六官制と遊牧官制の關係を考察する。

一、北魏前期の内朝官とモンゴルのケシク

(一) 北魏前期の内朝官

北周の侍衛と比較するため、先行研究に依據して北魏前期の内朝官⁽⁷⁾について確認したい。魏晉以来の行政機構である外朝（尙書省・門下省など）に對し、内朝官は代國時代に設置された近侍官に由来し、北魏成立後に次第に擴充して複雑化した。構成員は主に鮮卑を中心とする非漢族の高官子弟だが、徐々に漢族も増加した。その結果、組織が肥大化して行政の遲滞が生じたため、孝文帝の官制改革時に廢止された「川本一九九八A・二〇〇五」。内朝官は外朝の人材供給源であり「佐藤二〇〇四」、例えば文成帝期の非漢族の高官子弟は、原則として内朝官を経て外朝官となった「窪添二〇〇六」。

内朝官は皇帝に仕える侍臣であり、上位の構成員は國政に參與した。その職掌は多岐にわたり、武官系統は皇帝や宮室の警備・親征に従軍・侍從的職務（食事や衣服の世話）を行い、文官系統は詔命の出入・皇帝の下問に應答・中央や地方の監察・後宮で侍從的職務や藏庫管理・祭祀の攝行等を行った。⁽⁸⁾川本芳昭氏は、内朝官の様相がモンゴルのケシクに類似していること、『南齊書』卷五七魏虜傳中の鮮卑語官名とケシクの官名が類似していること⁽⁹⁾をあげ、北魏前期の内朝官をモンゴルのケシクに類した近侍官とする「川本一九九八C・二〇〇四・二〇〇五・二〇一五AB」。

表一 北魏の鮮卑語官名とケシク官名の比較

『南齊書』中の官名	職務	ケシクの官名（『元史』）	北魏南巡碑	北魏官名
比德眞	文書官	必闌赤	?	?
胡洛眞・芻刺眞	護衛官	豁兒赤・火兒赤	斛洛眞	三郎?
折潰眞	傳奏官	扎里赤・扎魯花赤	折紇眞	下大夫?

〔白鳥一九七〇〕・〔川本二〇一五A〕・〔張二〇一七〕・〔宮二〇一七〕を参照した。

(二) モンゴルのケシク

では、北魏前期の内朝官との類似性が指摘されているモンゴルのケシク（怯薛）とは、どのような制度なのだろうか。ケシクはチンギス・カンがネケル（家産的臣下・御家人）⁽¹⁰⁾とトルカク（禿魯花・質子）⁽¹¹⁾に基づき、功臣・服屬集團の子弟を徵集して創設した直屬親衛隊・側近集團であり、次第に擴充して行政官の職務も擔うようになった。⁽¹²⁾また、ケシクは諸王・駙馬にも置かれた〔箭内一九三〇〕・〔森平二〇一三A〕。

ケシクの構成員は、主に功臣や服屬集團の子弟であり、世襲・トルカク・能力や技能による拔擢・官人の推舉等で選ばれた。彼らはカアンとの主従關係によって帝國支配層の一員として薰陶をうけ、有能なものは行政官の任も務めた。ケシク長は高官を兼任し、ケシクを統率して番直にあたった〔片山一九七七〕。ケシクに屬する番士はケシクテイ（怯薛歹）といい、カアンの日常生活全般に關する諸職掌を受け持つ執事班に所屬した〔片山一九八二・一九八七A〕。その職掌は、基本的に皇帝直屬の親衛隊であるが、護衛をつとめたコルチ（火兒赤）や、文書事務を掌って行政官としても機能したバチクチ（必闡赤）・ジャルグチ（扎里赤）⁽¹³⁾のほか、様々な日常起居の雜務を擔當する執事班が置かれた。なお、ケシクにはモンゴル人のほか、次第にウイグル・タンゲート・契丹・女眞・漢人も登用されたが、成宗テムル期以降、漢人の新規參入は禁止された〔片山一九八〇B〕。

クビライは中國的官稱（元朝官僚制）を採用したが、實際は遊牧官制に基づく側近政治を行った。この元朝官僚制とケシクは密接な關係にあり、ケシク長は元朝官僚機構の頂點でもあり、ケシクテイから重要官職に就任する事例も多かった〔片山一九八〇A〕。また、カアンとケシクテイの關係は、入官後も繼續（任使と呼ばれる）した。クビライ以降、ケシクテイは官僚機構に所屬して活動する傾向にあり、ケシク執事班が官署化した。しかし、ケシク本來の名稱と職掌は失わず、⁽¹⁴⁾ケシクは元末まで存続した。

(三) ケシクの官制

北魏前期の内朝官とモンゴルのケシクの共通点には、① 護衛を中心とする皇帝近侍官、② 文武の職務を分掌（護衛・傳奏・使者・家政機關など）、③ 功臣や歸屬勢力の子弟が就任、④ 行政官としても機能、⑤ 官僚機構入官後に高官輩出、⑥ 官名の類似があげられる。ここから、北魏前期の内朝官はケシクに類似した制度であったとみてよいだろう。

ケシクに類似した官制（ケシクの官制）は、西夏・遼・後金（清）にも存在したことが指摘されている。¹⁵ 佐藤貴保氏は、西夏の武官系官僚の待命者（宮中で宿直・奉仕する者）がケシクと似ているとする「佐藤二〇〇七」。また、加藤修弘氏は、遼（契丹）の御帳官・著帳官とネケル・ケシクの類似性を指摘している「加藤二〇一二」・「森安二〇一二」・「川本二〇一五B」。さらに杉山清彦氏は、後金（清）のヒヤがモンゴルのケシクと類似した制度であり、その淵源がモンゴルにある可能性を指摘している「杉山二〇一五AB」。これらの制度の共通点は、チンギス・カン期のケシクと同様に、君主護衛を基本任務とする近侍官に、功臣・歸屬勢力の子弟（質子の要素あり）を就任させ、行政以外の多様な職務（使者・家政業務など）を擔當させ、將來の幹部候補生として養成していることである。ただし、「川本二〇一五AB」が指摘しているように、同様の制度は漢代（郎官制）や古代日本（人制）¹⁶にも存在しており、遊牧政權特有の制度とは言えない。そこで本稿では、主に遊牧系に出自を持つ政權またはその影響の濃い政權に對してのみ、ケシクの官制という語を用いることとする。では、このようなケシクの官制は北周にも確認できるのであろうか。

二、北魏後期・西魏・北周の禁衛の沿革

(一) 北魏後期・西魏の禁衛

北周侍衛を検討するため、まず北魏後期から北周に至る禁衛の沿革を確認したい。「濱口一九六六A B」・「菊池一九九四」・「張二〇〇四C D」・「谷二〇一一」。北魏の孝文帝は、魏晉南朝の官制と内朝武官の要素（高官子弟を皇帝近侍の禁衛武官に登用）を混淆させて禁衛を再編した。禁衛の中核を占めたのが領軍將軍―左右衛將軍―武衛將軍の系統である。就任者の多くが宗室や鮮卑系を主とする非漢族であり、主に鮮卑兵からなる羽林・虎賁を統率した。孝明帝期には左右衛の下に群臣子弟が就任する宗士隊・庶子隊・望士隊（宿衛儀仗の任）¹⁷が設置された。そのほか直閣將軍―朱衣直閣・直寢・直後・直齋等の皇帝近侍の禁衛武官が設置され、宣武帝期・孝明帝期には高官子弟が就任する侍從武官の領左右―千牛備身が増設された。

永熙三年（五三四）の北魏の東西分裂後、關中に成立したのが西魏（五三五―五五六）である。西魏は、北魏後期の禁衛を繼承したが、關中に亡命した孝武帝に従った禁衛は一萬人に満たず、¹⁸大多数は東魏に吸収されてしまった。西魏では、武川鎮出身の宇文泰が大丞相に就任して實權を握り、二十四軍制・國（胡）姓再行・戎秩（柱國―大將軍―開府儀同三司等）¹⁹勳功等によって獲得²⁰の授受などの独自の政策を施行し、軍事の中核であった非漢族系の元勳（最高階層は八柱國十二大將軍クラス）を優遇した。²¹その結果、領軍將軍・左右衛將軍・武衛將軍には宇文泰の親族・娘婿・元勳子弟などが就任し、西魏皇帝を監視し、宇文泰の護衛にあたった。彼らは時に禁衛を率いて宇文泰に従軍した。西魏の禁衛は、事實上、宇文泰に統括されていたのである。一方、宇文泰は霸府である丞相府に帳内大都督・親信などの侍衛を設置した。²²彼らの中には西魏の禁衛を兼任・歴任する人物もいた。また、宇文泰とその世子（覺）の侍衛に功臣子弟を登用した。²³

(二) 北周の禁衛

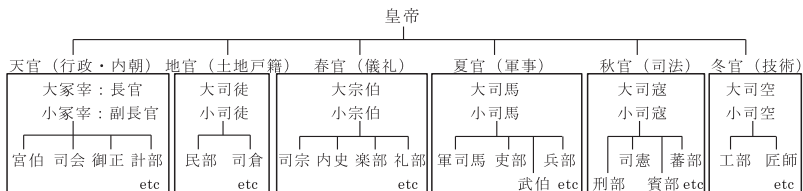
西魏は、北魏孝文帝の『周禮』主義を繼承し、徐々に『周禮』的制度を導入し、大統一七年（五五二）の文帝歿後に年號を廢止し（北周明帝期の五五九年に復活）、廢帝三年（五五四）には品階にかわって命階（頂點は正九命）を設定し、恭帝三年（五五六）に『周禮』に基づく六官制を施行した（圖一）⁽²⁴⁾。このとき宇文泰は、天官府長官の大家宰に就任し、他の五府の長官には元勳が就任した。六府の長官は卿（正七）、副長官は上大夫（正六）であり、各局部に中大夫（正五）→下大夫（正四）→上士（正三）→中士（正二）→下士（正一）が設置された。恭帝三年（五五六）の宇文泰歿後、甥の宇文護が宇文覺（泰の世子）を擁立して、孝閔帝元年（五五七）に北周を建國した。宇文護は大家宰に就任し、保定元年（五六二）には天官府が他の五府を統率する體制を整え、天和七年（五七二）三月に武帝に誅殺されるまで行政・軍事の實權を掌握した（宇文護執政期）⁽²⁵⁾。

六官制の施行によって、禁衛は主に宮伯・武伯の二系統に改編された。このうち、天官府（行政擔當）に所屬する宮伯は、『周禮』宮伯に由來し、宮伯中大夫→下大夫→諸侍で構成されていた。その職掌は『隋書』卷一二禮儀志七に、

後周警衛の制、左右宮伯を置き、侍衛の禁を掌り、各の更も内に直す。小宮伯は之に貳す。朝に臨めば則ち分れて前侍の首に在り、……行けば則ち路車を夾む。

とあるように、宿直で皇帝の護衛にあたった。

一方、夏官府（軍事擔當）に所屬する武伯は、『周禮』宮正に由來するとされ、武伯中大夫→



皇帝の顧問官（名譽職）として、三公（太師・太傅・太保：正九命）と三孤（少師・少傅・少保：正八命）も設置

圖一 北周六官制系統圖

下大夫一六率（虎賁・旅賁・射聲・驍騎・羽林・遊擊）からなり、小司馬（夏官府副長官）の管轄下にあった。その職掌は、主に皇宮（露寢）の禁衛であった。なお、『隋書』禮儀志七には、宮伯・武伯二系統の武具裝飾の記述もあるが、「田丸二〇一五」に詳しいため、ここでは省略する。宮伯・武伯について、「濱口一九六六B」は宮伯を侍從府、武伯を近衛軍とし、「谷二〇一一」も宮伯を「以侍爲主」、武伯を「以衛爲主」とし、宮伯の方が武伯よりも皇帝に近く、侍從的要素が強いとする。

北周第三代皇帝の武帝は、天和七年（五七二）三月に宇文護を誅殺し、建徳と改元して親政を開始し、建徳六年（五七七）に華北統一を果たした。武帝は親政開始後、霸府廢止・天官府と五府の同格化・内史（職掌は詔敕起草）の權限強化・戎秩整備（上柱國などの増設）を行うとともに、二十四軍の軍士を侍官と改稱し、禁衛的位置づけに改めた。⁽²⁷⁾ また、禁衛も擴充し、武伯を二分して司衛・司武上大夫を設置し、事實上、皇帝直屬とした。この時期には皇帝侍衛の侍伯・承御・胥附も増置され、北周末の宣帝期には武候も設置された。⁽²⁸⁾ これらの官名はいずれも『周禮』に見えない。開皇元年（五八一）に楊堅が隋を建國すると、六官制は廢止され、北周と北齊の制度をもとに新たな禁衛制度がつけられた。

このように北周禁衛の概要は、先行研究によって明らかにされている。しかし、ケシクの官制との比較や、職掌や就任者の傾向については検討されていない。そこで本章では、侍衛を掌った宮伯系統について検討していく。以下、北周の侍衛とは主に宮伯系統をさす。

三二 北周侍衛の職掌

(一) 宮伯・諸侍の構造と淵源

まず、北周の宮伯・諸侍の構造と淵源について検討したい。北周の宮伯・諸侍は、天官府に所屬し、天官府長官（大冢

宰)の管轄下にあった。『王二〇〇七』および宮伯・諸侍就任者表(表二・表五)に基づくと、宮伯の長官は宮伯中大夫(正五命)で、下大夫(正四)―上士(正三)―中士(正二)と続く。宮伯隸下の諸侍は、中侍・左侍・右侍・前侍・後侍に上士―中士―下士⁽²⁹⁾が置かれたのに對し、騎侍・宗侍・庶侍・勳侍は下士のみであった。諸侍の定員は不明である。また、宮伯・諸侍は左・右に分かれていた。⁽³⁰⁾天官府内の序列を見ると、『通典』では司會(Ⅱ六府統括)・宗師(Ⅱ宗室管理)に次ぐ三番目に位置附けられており、重要官職であったことが窺える。⁽³¹⁾

では、その出典とされる『周禮』の宮伯は、どのような官職だったのだろうか。宮伯は天官に所屬し、天官長官の冢宰(Ⅱ大宰)の配下であった。また、『周禮』天官での登場順は宮正に次ぐ二番目であり、登場順序は早い。基本的な職掌は宿衛であり、王宮中の士・庶子(宿衛に當たる高官子弟)を統括し、宿衛・休暇の配分や調整を行ったとされる。⁽³²⁾しかし、『周禮』の宮伯には中士―下士のみ置かれ、中大夫―上士は設置されていない。兩制度は名稱や天官の管轄下にあった點が共通しているが、設置官は大きく異なり、諸侍も『周禮』に見えない。北周の宮伯・諸侍は、『周禮』を擴充して設置されたことがわかる。

次に北魏・西魏の禁衛と宮伯・諸侍の關係について確認する。先行研究では、武伯は左右衛―武衛、左右宮伯は北魏の領左右、中侍・左右侍・前侍・後侍・騎侍は北魏の千牛備身などに相當し、宗侍・庶侍・勳侍は北魏の宗士・庶子・望士の名稱を繼承したとする「濱口一九六六B」・「張二〇〇四D」。しかし、北魏後期・西魏の禁衛と北周の宮伯・諸侍は嚴密に對應しているわけではない。張金龍氏は、宇文泰の霸府侍衛(帳内大都督・親信など)と西魏の禁衛が密接に關係していたことや、霸府侍衛就任者が宮伯・諸侍に就任する事例が多いことから、霸府侍衛も宮伯の淵源の一つとする「張二〇〇四D」。

これらのことから、宮伯・諸侍は『周禮』宮伯・西魏の禁衛(領左右・千牛備身等)・宇文泰の霸府侍衛を混淆して成立したといえよう。

(二) 宮伯・諸侍の職掌

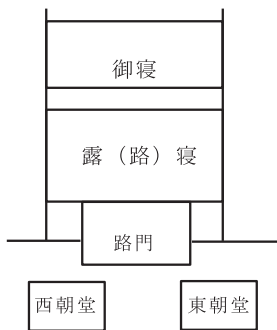
1. 皇帝護衛

宮伯・諸侍の主な職掌は皇帝護衛である。前述の『隋書』禮儀志に「後周警衛の制、左右宮伯を置き、侍衛の禁を掌り、各の更も内に直す」とあるように、宮伯が諸侍を統括して宿直で皇帝護衛にあたった。その詳細については、『隋書』卷一二禮儀志七に、

左・右中侍、御寢の禁を掌る。……次は左・右侍、中侍の後に陪す。……次は左・右前侍、御寢の南門の左右を掌る。……次は左・右後侍、御寢の北門の左右を掌る。……左・右騎侍は、寢の東西の階に立つ。……左・右侍の外に列す。……左・右宗侍は、左・右前侍の後に陪し、夜は則ち寢庭の中に衛す。……左・右騎侍の外に列す。左・右中侍より已下、皆行けば則ち兼ねて黄弓矢を帶び、巡田は則ち常服。……左・右庶侍は、皇帝の御する所に非ざる門閤の禁を掌る。……左・右宗侍の外に列す。行けば則ち兼ねて皓弓矢を帶ぶ。左・右勳侍は、左・右庶侍に陪して出入を守る。……左・右庶侍の外に列す。行けば則ち兼ねて盧弓矢を帶ぶ。……諸侍官、大駕は則ち俱に侍し、中駕及び露寢は之に半ばし、小駕は三分の一なり。

とあり、主に御寢³³⁾(圖二：皇帝の居住空間である内廷)における皇帝護衛を擔當した。御寢における宮伯・諸侍の配置を圖示すると圖三のようになる。諸侍のうち、中・左・右侍が皇帝の近くに配置されたことがわかる。諸侍が交替で晝夜宿衛(更番制)にあたったことが上述した『隋書』禮儀志の「各の更も内に直す」という記述や、建德三年(五七四)「越勤(楊)操墓誌」(梶山目録一〇九七)の

起家して右侍上士と爲り、右庶衛・右侍伯・右胥附上士を歴。天子の元士、



圖二 北周長安宮概念圖

じくし經を受け、相ひ啓發せんと思ふに託言す。是により晉公護之を猜はざるなり。入るを得て右侍上士と爲り、恆に讀書に侍る。天和元年、小宗師に遷り、右侍・儀同を領す。……是より恆に左右に侍り、臥内に入出し、朝の機務、皆預かるを得。孝伯も亦た心を竭し力を盡し、廻避する所無し。時政の得失及び外間の細事に至るまで、皆以て奏聞す。高祖深く之を委信し、當時與に比を爲すものなし。高祖將に晉公護を誅せんとするに及び、密かに衛王直と之を圖る。唯だ孝伯及び王軌・宇文神舉等のみ頗る參預を得。

とあるように、武成元年（五五九）に宗師上士で起家し、武帝即位後、右侍上士となつた。このとき武帝は、宇文護の猜疑を避けるため、ともに學問に勵むことを理由にしている。彼は小宗師に轉じた後も右侍を兼任して左右に侍り、實權を失つていた武帝に政治状況を傳達し、深く信任されて機密事項に關わり、武帝と宇文護誅殺を計劃した。彼らは諸侍に就任した際に、武藝よりも文事の能力を買われており、ともに武帝の參謀役をつとめた。

また、諸侍は使節として派遣されることもあつた〔張二〇〇四D〕。仁壽三年（六〇三）「蘇慈墓誌」（梶山目錄一五二四）には、

天和二年、右侍上士を授けらる。四年、都督を授けられ、使に充てられ齊に聘す。……其の年、重ねて出でて齊に聘し、天子の命を受け、諸侯の俗を問ふ。³⁸⁾

とあり、右侍上士の蘇慈は北齊に二回派遣されている。また、『周書』卷二五李賢傳に、

是に於いて中侍上士尉遲愷をして瓜州に往かしめ、璽書を降し賢を勞ふ。

とあるように、中侍上士の尉遲愷は、瓜州刺史の李賢のもとに使者として派遣されている。

以上をまとめると次のようになる。北周侍衛は皇帝護衛を本職とし、一部は侍從・相談役の役割を果たした。また、使者として國內外に派遣されることもあつた。しかし、北魏前期の内朝官やケシクの官制と異なり、家政機關などの多様な職掌は確認できなかった。

四、宮伯・諸侍就任者の傾向

(一) 宮伯就任者

では、皇帝の護衛・侍従をつとめた宮伯・諸侍には、どのような人物が就任したのだろうか。「張二〇〇四D」は、高宮子弟が就任したことを指摘しているが、本章では詳細に分析したい。表二―表五は宮伯・諸侍就任者をまとめたものである。侍衛の長官にあたる宮伯中大夫は三〇例あげられる(表二)。その大半が元勳や高位(戎秩が開府以上)の功臣の子弟であり、韋總(京兆韋氏・韋孝寬の子)と張光洛(判別不明)を除いて非漢族であった。³⁶⁾今後、石刻史料の増加によって、漢族の就任者が増加する可能性もあるが、非漢族が大多数を占めていたことは間違いない。また、北周宗室が二名(宇文達と宇文翼)、宇文氏の姻戚も四名(宇文泰娘婿・若干鳳・于翼・竇毅、宇文護娘婿・于顛)確認できる。本人の戎秩は開府(一五例)が最も多く、開府より上位の大將軍(四例)や上開府(三例)も見える。宮伯中大夫で起家した人物は北周宗室(宇文達・宇文翼)のみであった。³⁷⁾宮伯以前の官歴を見ると、地方長官(刺史)や六府官僚のほか、一五例が禁衛経験者であった。宮伯後の官歴をみると、殆どの事例で地方長官(總管)に就任している。また、三名(于翼・長孫覽・竇毅)が六府長官に、一名(宇文達)が四輔官に就任し、上柱國(最高位の戎秩)を得た人物も五名みえる。武帝に信任された宇文孝伯・宇文神舉・長孫覽は、禁衛長官の司衛・司武上大夫に就任した。

下大夫は五例、上士は三例あげられるが、いずれも元勳・功臣子弟である(表三)。下大夫・上士ともに禁衛経験者(七例)が多く、後任官も禁衛である事例が多い(五例)。しかし、下大夫・上士で起家した人物は確認できない。下大夫の戎秩は開府儀同三司が多い(四例)。また上士の戎秩は大都督(八命)・帥都督(正七命)であり、次の諸侍より高い傾向にある。

表二 宮伯中大夫就任者

右 宮 伯	宮 伯						人名 1
宇文猛	竇恭	尉水	宇文述	元進	張光洛	賀拔提	乙弗鳳
平高	扶風平陵	河南洛陽	代郡武川 墓誌・遼西凡城	?	?	?	上藥(先東部人)
武成元(559)	北周	北周	建德3(574)	孝閔帝元(557)	孝閔帝元(557)	孝閔帝元(557)	孝閔帝元(557)
開府儀同三司	?	儀同三司	開府儀同三司	?	?	?	開府儀同三司
都將↓補都督↓襄威將軍・奉朝請↓鎮遠將軍・歩兵校尉↓龍驤將軍・員外諫議大夫↓平東將軍・大中大夫↓安南將軍・銀青光祿大夫↓通直散騎常侍・安西將軍↓□軍將軍・右光祿大夫↓長樂郡守↓原州刺史↓儀同三司↓開府↓右武伯中大夫	?	下大夫↓右武伯	治右殿中士↓都督↓大都督↓儀同三司↓右旅史	開府儀同三司↓領宇文護親信↓左宮伯	?	?	?
汾州刺史↓大將軍	？↓襄州・亳州總管 ※周書は西兗州總管	開府儀同三司↓淮州刺史	大將軍↓司衛↓司御↓上柱國 ※隋書は英果中大夫	誅殺	？↓大將軍	誅殺	後任官(或秩も含む) 4
?	竇熾	?	宇文盛	?	?	?	乙弗朗
?	太宗伯(564)	朔州刺史(西魏?)	少師(573)	?	?	?	岐州刺史(西魏初?)
?	上柱國(560)(57)	?	柱國(564)	?	?	?	父の官位 5
宇文猛墓誌	周30、竇軌碑	尉水墓誌	隋61、宇文述墓誌	周3・11	周3・11・30	周3・11	父の或秩 6
						周3・11、北49	出典

表二 宮伯中大夫就任者(続き)

		右 宮 伯					
韋總	宇文孝伯	長孫覽	宇文神舉	宇文達	宇文覽(襲)	于翼	人名1
京兆杜陵	太祖族子	河南洛陽	太祖族子	代武川	代武川 墓誌・河南洛陽	河南洛陽	本貫
建德5(576)前	建德5(576)	天和6(571)？ 建德5(576)？	天和元(566)？ 建德元(572)	天和元(566)？ 建德元(572)前	保定末？天 和3(568)前	武成元(559)？ 保定元(561)	在任時期
開府儀同大將軍	開府儀同大將軍	儀同三司	開府儀同三司	大將軍	儀同三司→開府 儀同三司	開府儀同三司	戎秩2
不明	宗師上士→ <u>右侍上士</u> 小宗師・ <u>領右侍</u> ・儀同三司→開府儀同三司→ <u>司會中大夫</u> → <u>左右宮伯</u> <u>下大夫</u> →東宮・左宮正 宗師中大夫→京兆尹→ <u>左宮伯</u>	東宮親信→大都督・儀同三司	中侍上士→帥都督→大都督→儀同三司→右大夫→開府儀同三司・ <u>右小宮伯</u>	起家(14歲頃)	起家(19歲以前)	員外散騎常侍→大都督・ <u>領太祖帳下左右</u> 鎮南將軍・金紫光祿大夫・散騎常侍・ <u>武衛將軍</u> →儀同三司→侍中・開府儀同三司→ <u>左宮伯</u> → <u>渭州刺史</u>	歷任官(戎秩も含む)3
京兆尹→戰没	丙史下大夫→加大將軍→宗師中大夫→ <u>司衛</u> 上大夫→小家宰	宣州刺史 小司空→柱國→ <u>司衛</u> 上大夫→上柱國・大司徒→同涇二州刺史	京兆尹→熊州刺史→并州刺史→上開府儀同三司→上大將軍→柱國→ <u>司武</u> 上大夫→并州總管	左宗衛→柱國→荊州刺史→益州總管→上柱國→大石弼	河州刺史	軍司馬→司會中大夫→大將軍→小司徒・柱國→安州總管→宜陽總管→河陽總管→豫州總管→大司徒→幽州總管→上柱國	後任官(戎秩も含む)4
韋孝寬	宇文深	長孫紹遠	宇文顯和	宇文泰	宇文導(宇文泰の甥)	于謹	父
勳州總管(561)	司會中大夫(568)	少保(566)	東夏州刺史(564)	大冢宰(556)	三雍二華等二十	太傅(557)	父の官位5
柱國(564)	開府儀同三司(563)	大將軍(566)	儀同三司(564)	柱國(557)	大將軍(549)	柱國(548)	父の戎秩6
太宗妃韋珪墓誌	周40	周5・11・隋51・長孫紹遠墓誌	周40	周13	周10・宇文廩墓誌	周30	出典

表二 宮伯中大夫就任者(続き)

左 宮 伯									
于顛	李衍	宇文孝伯	宇文述	宇文丘	叱列椿	(元定)	人名1		
河南洛陽	遼東襄平	太祖族子	代郡武川 墓誌・遼西凡城	代人	代郡西部	河南洛陽	本 貴		
象元(579)前 建德年間?大	宣政元(578)?	建德5(576)	建德元(572)↓ 建德3(574)	建德元(572)前	天和初(566)?	保定中	在任時期		
上開府儀同大將軍	大將軍	開府儀同大將軍	開府儀同三司	大將軍	大將軍	開府儀同三司	戎秩2		
開府 大都督↓儀同三司↓上	刺史↓大將軍 千牛備身↓開府↓義州	宗師上士↓ 右侍上士↓ 小宗師↓ 領右侍・儀同三司↓ 開府儀同三司↓ 司會中大夫↓ 左右宮伯 下大夫↓ 東宮左宮正↓ 宗師中大夫↓ 京兆尹	開府儀同三司↓ 領宇文 護親信	襄威將軍・奉朝請・都督↓ 輔國將軍・大都督 儀同三司↓ 開府儀同三司↓ 咸陽郡守↓ 汾州刺史	儀同三司↓ 開府儀同三司↓ 幽州刺史	襄威將軍・平遠將軍・步兵校尉↓ 前將軍・太中大夫↓ 都督・征東將軍・金紫光祿大夫・帥都督↓ 河北郡守・大都督・通直散騎常侍↓ 開府儀同三司↓ 岷州刺史	歷任官(戎秩も含む)3		
東廣州刺史↓ 吳州總管	石宮伯↓ 鄆州刺史↓ 上大將軍	石宮伯↓ 內史下大夫↓ 大將軍↓ 宗師中大夫↓ 同衛上大夫↓ 小宰	宮伯↓ 大將軍↓ 同衛 司御↑ 上柱國 書は英果中大夫 ※隋	延州刺史↓ 涼州刺史・柱國	?	左武伯中大夫・大將軍	後任官(戎秩も含む)4		
于寔	李弼	宇文深	宇文盛	宇文孤 ※兄宇文盛	叱列伏龜	元道龍	父		
涼州總管(建德?)	大師(557)	司會中大夫(568)	大宗伯(570)	沃野鎮軍主(北魏) ※盛・大宗伯(570)	恒州刺史(552)	鉅鹿郡守(北魏末?)	父の官位5		
柱國(570)	柱國(548)	開府儀同三司(557)	柱國(564)	※柱國(564)	開府儀同三司(548)		父の戎秩6		
隋60	隋54	周40	隋61、 宇文述墓誌	周29	周20	周34	出典		

表二 宮伯中大夫就任者（続き）

領左右宮伯	人名 1	本 貫	在任時期	戎秩 2	歴任官（戎秩も含む） 3	後任官（戎秩も含む） 4	父	父の官位 5	父の戎秩 6	出典
	竇榮定	扶風平陵	大象 2（580）	上開府儀同大將軍	千牛備身 ↓ 平東將軍・大都督 ↓ 儀同三司 ↓ 開府 ↓ 忠州刺史 ↓ 上開府 ↓ 扶飛中大夫 ↓ 右司衛上大夫	大將軍・洛州總管	竇善 ※叔父竇熾	瀛州刺史（？） ※熾・太傅（572）	開府儀同三司（？） ※上柱國（571）	周 30、隋 39

1…八柱國十二大將軍クラスの一族はゴシック太字にした。また、確實に漢族と判断できる事例には網掛けをした。

2…西魏末～建德 3（574）の戎秩…柱國（正九命）→大將軍（正九命）→開府儀同三司（九命）→儀同三司（九命）→大都督（八命）→帥都督（正七命）→都督（七命）

建德 4（575）以後の戎秩…上柱國→柱國→上大將軍→大將軍（以上正九）→上開府儀同大將軍→開府儀同大將軍→上儀同大將軍→儀同大將軍（以上九）→大都督（八）→帥都督（正七）→都督（七）

3…禁衛は□で囲んだ。なお禁衛には宮伯・諸侍だけでなく、武伯・六率のほか、侍伯・承御・胥附・太祖親信等も含む。また、起家事例には年齢（數え年）を付した。

4…六府長官（大家宰・大司徒・大宗伯・大司馬・大司寇・大司空）・四輔官（宣帝期に設置された最高顧問官…大前疑・大後丞・大右弼・大左輔）には傍線を付した。

5…父親の官位…基本的に宮伯・諸侍就任時の父親の官位。既に没している場合は生前の最高官。（ ）内の数字は官位を得た年。

6…父親の戎秩…基本的に宮伯・諸侍就任時の父親の戎秩。―は戎秩制度の定まる前に死亡した意。（ ）内の数字は戎秩を得た年。

表三 宮伯下大夫・上士・中士就任者

左右小宮伯	左宮伯下大夫	右宮伯下大夫	宮伯下大夫		人名
宇文孝伯	楊堅	楊堅	若干策	宇文神舉	人名
太祖族子	弘農華陰(武川) 鏗	弘農華陰(武川) 鏗	河南洛陽	太祖族子	本貫
建德年間	保定元(561)	明帝元(567) 保定元(561)	天和4(569)前	保定4年(564) 天和元(566)	在任時期
開府儀同三司	開府儀同三司	開府儀同三司	儀同三司	開府儀同三司	戎秩
宗師上士 右侍上士 小宗師・領右侍・儀同三司 開府儀同三司 司會中大夫	京兆尹功曹 儀同三司 開府 右小宮伯	京兆尹功曹 儀同三司 開府	大祖親信 都督 平東將軍 親信帥都督 大都督 殿中監 殿中舍人 儀同三司 右小武伯	中侍上士 帥都督 大都督 儀同三司 右大夫 開府儀同三司 將軍 上開府儀同三司 將軍 柱國 司武上大夫 并州總管	歷任官
冢宰 夫 司衛上大夫 小 夫 大將軍 宗師中大 夫 大將軍 宗師中大 夫 京兆尹 左宮伯 右宮伯 內史 下大	東宮左宮正 宗師中大 夫 京兆尹 左宮伯 右宮伯 內史 下大 前疑 左大丞相 都督 中外諸軍事 冢宰	隨州刺史 大將軍 柱國 定州總管 亳州總管 上柱國 大司馬 大後丞 右司武 大前疑 左大丞相 都督 中外諸軍事 冢宰	北齊の捕虜	右宮伯中大夫 京兆尹 熊州刺史 并州刺史 上開府儀同三司 上大夫 柱國 司武上大夫 并州總管	後任官
宇文深	楊忠	楊忠	若干伏德	宇文顯和	父
司會中大夫(568)	小宗伯(567)	小宗伯(567)	恒州刺史(西魏?)	東夏州刺史(554)	父の官位
開府儀同三司(567)	大將軍(568)	大將軍(568)	儀同三司(西魏?)	儀同三司(554)	父の戎秩
周40	隋1	隋1	若干策墓誌	周40	出典

表三 宮伯下大夫・上士・中士就任者(続き)

右宮伯中士 宋永貴	右宮伯上士 韓恒貴	宮伯上士 扈志	左宮伯都上士 扈志	人名
西河郡	燕州昌平	魏郡内黄	魏郡内黄	本貫
大象元(579)	北周末	明帝期?	保定年間?	在任時期
?	大都督	帥都督↓大都督	大都督↓儀同三司	戎秩
殄寇將軍・強弩司馬	晉湯公親信↓都督・ 領胥附中士↓領英果中 士↓領司馭中士↓帥都 督↓後侍上士・大都督	帥都督 挽郎・殿中將軍↓監御 食↓都督・左侍上士↓ 帥都督	太祖内親信↓魏孝武帝 挽郎・殿中將軍↓監御 食↓都督・左侍上士↓ 帥都督↓宮伯上士↓大 都督・領前後侍中士	歷任官
右侍中士↓大馭都下士	東宮左親衛(隋)	左宮伯都上士↓開府 ↑上開府↓鄭州刺史・ 雄後中大夫	開府↑上開府↓鄭州刺 史・雄後中大夫	後任官
宋暉	韓襄	扈敬	扈敬	父
鄉伯下大夫(北周)	少保(570)	魏? 寧幽二州刺史(西 魏?)	魏? 寧幽二州刺史(西 魏?)	父の官位
周) 儀同三司(北	(558) 開府儀同三司	魏?) 儀同三司(西	儀同三司(西 魏?)	父の戎秩
宋永貴墓誌	周37、韓恒貴墓誌	扈志碑、扈志墓誌	扈志碑、扈志墓誌	出典

表四 左右中侍（内侍）・左侍・右侍就任者

士		上		中	
人名	若干雲	宇文神舉	杜整	蘇慈	王軌
本貫	朔州	太祖族子	京兆杜陵	扶風	太原祁
在任時期	孝閔帝(557)～天和5(570)	明帝初(567)? ～保定元(561)	明帝期	武成元(569)～天和2(567)	武成2(560)
戎秩	都督・儀同三司	都督?	都督	無	?
歴任官	太祖親信・直閣將軍 起家(26歳)	太祖親信 中山公府幕僚?→都督	右侍中士 曠野將軍	輔城公幕僚? →前侍下	出
後任官	領中侍上士→儀同三司 右侍伯大夫→上儀同 →上開府→梁州刺史	帥都督→大都督・儀同三司 右大夫→開府儀同三司 宮伯下大夫 右宮伯中大夫 京兆尹 熊州刺史 并州刺史 上開府儀同 上大將軍 柱國 司武上大夫 并州總管	儀同三司→武州刺史 上儀同 勳曹中大夫 開府	右侍上士→都督 治大都督 領前侍兵 大都督 宣納上士 左勳衛都上士 夏官府都上士 治中 義都上士 儀同三司 領侍附禁兵 領左侍伯禁兵 開府 前侍伯中大夫 右侍伯中大夫 右少司衛中大夫 司衛上大夫 工部中大夫	左侍上士→內史上士 內史下大夫 儀同三司 內史中大夫 開府儀同三司 上開府 上大將軍 柱國 徐州總管
父	若干興	宇文顯和	杜闢	蘇武周	王光
父の官位	?	東夏州刺史(554)	涇州刺史(西魏)	兗州刺史(北周)	勳州刺史(560)
父の戎秩	儀同三司(西魏?)	儀同三司(554)	?	開府儀同三司(北周)	開府儀同三司(556?)
出典	若干雲墓誌	周40	隋54	隋46、蘇慈墓誌	周40、王光墓誌

表四 左右中侍（内侍）・左侍・右侍就任者（続き）

右侍上士		左中侍上士	右中侍上士		中侍上士		人名
楊文紀		宇文孝伯	王誼	姬威	楊瓚	燕榮	尉遲愷
弘農華陰		太祖族子	河南洛陽	河南洛陽	弘農華陰 (武川鎮)	弘農華陰	?
保定4 (564) 建德元 (572) 前		保定初 (561) ? 天和元 (566)	孝閔帝元 (567) 明帝期?	大象元 (579)	保定4 (564) 前	建德5 (577) 前	保定3 (563)
帥都督?		大都督?	?	儀同三司	?	?	?
起家 (19歲)		宗師上士	起家 (18歲)?	宿衛↓折衝上士↓大都督↓儀同三司↓承御大夫	起家 (15歲以前)?	起家?	?
大都督・右游擊上士 ↓儀同三司↓魯山防主 ↓安州總管府司錄↓虞部下大夫・上儀同三司		小宗師・[右侍・儀同三司]開府儀同三司 司會中大夫↓左小宮伯↓東宮左宮正 宗師中大夫↓京兆尹↓左宮伯↓右宮伯↓內史下大夫↓大將軍 宗師中大夫↓同衛上大夫↓小家宰	御正大夫↓雍州別駕↓儀同↓內史大夫↓相州刺史↓內史上大夫↓襄州總管↓鄭州總管↓大司徒	領丞相府右帳內↓開府	御伯中大夫↓儀同三司 ↓吏部中大夫・上儀同 ↓大將軍↓大宗伯↓上柱國	開府儀同三司	?
楊寬		宇文深	王顯	姬肇	楊忠	燕偁	?
梁州總管 (561)		京兆尹 (561)	鳳州刺史(北周)	勳州總管 (北周)	大司空 (562)	楚州刺史?	?
大將軍 (558?)		開府儀同三司 (567)	大將軍 (北周)	開府儀同三司 (北周)	柱國 (558)	大將軍(北周)	?
周22 隋48 楊紀墓誌		周27・40	周20、隋40	姬威墓誌	隋44	隋74、越國太妃 燕氏墓誌	周25
							出典

表四 左右中侍(内侍)・左侍・右侍就任者(続き)

左侍上士				右侍上士				人名	本貫	在任時期	戎秩	歴任官	後任官	父	父の官位	父の戎秩	出典
泉咽	王頌	鹿善	扈志	劉子明	宇文愷	元文都	于宣敏	李威	于璽								
上洛豊陽	太原祁	濟陰乘氏	魏郡内黄	弘農華陰	昌黎大棘	河南洛陽	河南洛陽	隴西成紀	河南洛陽	建德4(575)前	儀同三司?	起家	儀同↓ 領右羽林 胥附↓開府 大夫↓右勳曹中大夫 領石忠義↓上開府	于翼	安州總管(573)	柱國(571)	隋60
560? 明帝期(557)	560 明帝期(557)	天和5(570)	武成2(560)	北周	北周	北周	北周末	建德5(576)前									
都督?	?	都督	都督	大都督?	?	?	?	?									
豊陽縣令	起家	都督	都督	?	起家	?	起家	起家									
				太祖内親信 挽郎・殿中將軍 監御食													
州防主↓開府	帥都督↓儀同三司↓純	漢中太守↓儀同三司	帥都督↓大都督↓儀同三司↓司金下大夫↓開府儀同三司↓司金中大夫↓同州總監	絳州別駕	御正中大夫↓儀同三司↓上開府	内史舍人(隋)	千牛備身	開府儀同三司↓上開府・軍司馬↓大將軍・熊州刺史↓柱國									
	王僧辯		鹿僧曉	劉志	宇文貴	元孝則	于義	李基									
泉州邊	大尉(梁555)		大丞相府從事中郎	成州刺史(570)	太保(565)	小冢幸(北周末)	邵州刺史(武帝期)	江州刺史(560)									
開府儀同三司(560?)	開府儀同三司	開府儀同三司(北周?)	開府儀同三司	開府儀同三司(560)	柱國(557)	?	開府儀同三司(北周)	開府儀同三司(555?)									
周44	隋72		鹿善墓誌	周36	周19、隋68	隋71	隋39	周25									
			扈志碑、扈志墓誌														

表四 左右中侍（内侍）・左侍・右侍就任者（続き）

左 侍 上 士							人名
杜彦	鄭譚	李詢	宇文穆	陸讓	李椿	王軌	人名
雲中	秦陽開封	原州平高	河南洛陽	吳郡	遼東襄平（墓誌・隴西敦煌）	太原祁	本 貴
天和4（569前）	天和年間？ 建德元（572）	天和4（569）	武成元（559）後	保定5（565）	保定4（564） 天和元（566）	保定初（561）	在任時期
都督？	都督	都督	？	？	大都督	？	戎 秩
起家	給事中士	起家？	太學生↓射策甲科↓起家	起家（17歳）	判司邑下大夫↓大都督	輔城公幕僚？↓ 中侍上士 前侍下	歷任官
大都督↓儀同↓治隆山郡事↓隴州刺史↓上開府↓魏郡太守	御正下大夫↓太子宮尹 ↓除名↓開府・内史下大夫 ↓内史上大夫↓除名 ↓内史中大夫↓内史上大夫 ↓柱國・丞相府長史・治内史上大夫事↓領天官都府司會↓上柱國	納言上士↓内史上士↓ 司衛上士↓儀同三司 ↓長安令↓英果中大夫 ↓大將軍↓上柱國	〔宗衛〕・宗英上士↓大都督・驍騎上士	少納言↓儀同	儀同三司↓同州監領↓ 左武伯下大夫↓上儀 同・〔左〕武中大夫↓ 右宮伯中大夫↓開府	内史上士↓内史下大夫・儀同三司↓内史中大夫・開府儀同三司↓上開府↓上大將軍↓柱國・徐州總管	後任官
杜遷	鄭孝穆	李賢	宇文康	陸通	李弼	王光	父
？	少司空（天和年間？）	河州總管（569以前）	河州刺史（西魏）	大司空（566）	太師（557） ※樹・延州刺史（564？） 嗣く	勤州刺史（566）	父の官位
？	開府儀同三司（557）	大將軍（569）	大將軍（557）	開府儀同三司（西魏）	柱國（548） ※大將軍（557）	開府儀同三司（566？）	父の戎秩
隋55	周35、隋38	周25、隋37、李賢墓誌	宇文穆墓誌	周32、陸讓碑	周15、李椿墓誌	周40、王光墓誌	出典

表四 左右中侍（内侍）・左侍・右侍就任者（続き）

右侍中士		左侍上士					人名	本貫	在任時期	戎秩	歴任官	後任官	父	父の官位	父の戎秩	出典
宋永貴	蘇慈	高儒	姜蕃	李渾	于宣道	柳旦	宇文瑾									
西河郡	扶風	高句麗人	秦州上邽	隴西成紀	河南洛陽	河東解	河南洛陽	天和6(571)								
大象元(579)	孝閔帝元(567) 武成元(559)	北周	北周末?	北周末?	建德年間?	建德年間?										
?	無	?	?	?	?	?	?									
殄寇將軍・強弩司馬↓ 右宮伯中士	起家(19歳)	起家?	起家(24歳以前)	起家	起家	起家	?									
大馭都下士	曠野將軍↓右侍上士↓ 都督↓治大都督・額前 侍兵↓大都督・宣納上 士↓左勳衛都上士↓夏 官府都上士↓治中義都 上士↓儀同三司・額前 附禁兵↓額前左侍禁兵 ↓開府↓前侍伯中大夫 ↓右侍伯中大夫↓右 少司衛中大夫↓同衛上 大夫↓工部中大夫	儀同大將軍	秦王府司兵參軍(隋)	上儀同三司	承御上士↓丞相府外 兵曹參軍↓儀同	兵部下大夫↓儀同三司	?									
宋暉	蘇武周	高琳	姜景	李穆	于義	柳慶	宇文貞									
郷伯下大夫(北周)	兗州刺史(北周)	丹州刺史(567)	岷州總管(北周)	并州總管(建德年間)	西兗瓜部州刺史(武帝期)	司會中大夫(568)	京兆尹(568)									
儀同三司(北周)	開府儀同三司(北周)	柱國(571)	開府儀同三司(北周)	上柱國(577)	開府儀同三司(北周)	開府儀同三司(564)	開府儀同三司(西魏)									
宋永貴墓誌	隋46、蘇慈墓誌	周29	姜臺墓誌	隋37	隋39	周22、隋47	宇文貞墓誌									

表五 前侍・後侍・宗侍・勳侍就任者(騎侍・庶侍就任者は確認できず)

後侍中士		前侍中士			後侍上士	前侍上士		
蘆澄	扈志(領前 後侍中士)	蘆澄	孔神通	扈志(領前 後侍中士)	楊欽	韓恒貴	庫道洛	人名
?	魏郡内黃	?	魯國趨邑	魏郡内黃	弘農華陰	燕州昌平	?	本貫
北周	明帝期(57) 560? ※本官は宮伯上 士	北周	保定3(563) 天和6(571)	明帝期(57) 560? ※本官は宮伯上 士	恭帝3(566)	北周末	武成2(560)	在任時期
?	大都督	?	無	大都督	帥都督?	大都督	?	戎秩
?	太祖内親信 ↓魏孝武帝 挽郎・殿中將軍 ↓監御 食・都督・左侍上士 ↓大 帥都督 宮伯上士 ↓大 都督	?	輔城郡公親信	太祖内親信 ↓魏孝武帝 挽郎・殿中將軍 ↓監御 食・都督・左侍上士 ↓大 帥都督 宮伯上士 ↓大 都督	起家(21歳)	晉湯公親信 ↓都督・ 領南附中士 ↓領英果中 士 ↓領司馭中士 ↓帥都 督	?	歷任官
郡司功	左宮伯都上士 ↓儀同 三司 ↓開府 ↓上開府 鄭州刺史・雄俊中大夫	郡司功	司武羽林・都督 ↓雄 峻領中士 ↓帥都督 ↓大 都督	左宮伯都上士 ↓儀同 三司 ↓開府 ↓上開府 鄭州刺史・雄俊中大夫	大都督 ↓儀同三司 開 府 ↓兆州刺史 ↓恒州刺 史	領右宮伯上士	?	後任官
蘆誼	扈敬	蘆誼	孔某	扈敬	楊又	韓襄	庫汗奈	父親
?	寧幽二州刺史(西 魏?)	?	?	寧幽二州刺史(西 魏?)	魏興太守(54)	少保(570)	?	父の官位
大都督?	儀同三司(西 魏)	大都督?	都督	儀同三司(西 魏)	大都督?	開府儀同三司 (568)	帥都督(560)	父の戎秩
蘆誼造像記	扈志碑	蘆誼造像記	孔神通墓誌	扈志碑	楊欽墓誌 楊又墓 誌	周37・韓恒貴墓誌	合方邑子百數十 人造像記	出典

表五 前侍・後侍・宗侍・勳侍就任者(騎侍・庶侍就任者は確認できず)(続き)

人名	本貫	在任時期	戎秩	歴任官	後任官	父親	父の官位	父の戎秩	出典
王軌	太原祁	武成2(500) ※武成2年(500) 8月に作成された王光墓誌には「中侍上士」とある。 【周書の誤りの可能性あり。	?	輔城公幕僚	中侍上士↓左侍上士 ↓内史上士↓内史下大夫・儀同三司↓内史中大夫・開府儀同三司↓上開府↓大將軍↓柱國・徐州總管	王光	勳州刺史(500)	開府儀同三司(566?)	周40
姚辯	武威	保定4(564)↓ 天和2(567)	?	起家(19歳)	大都督↓檢校武侯兵事	姚寶	散騎常侍(西魏)	?	姚辯墓誌
常醜奴	扶風始平	保定元(561)↓ 保定3(563)	?	起家(42歳)	膳部下士↓天官府治中	常歡	右旅侍直寝(西魏)	?	常醜奴墓誌

表二～表五は、王仲筭『北周六典』(中華書局、二〇〇七年、初版一九七九年)をもとに諸史料で補って作成。
周二『周書』、隋二『隋書』、北二『北史』(以上、中華書局本)、辨二『辨正論』(大正新脩大藏經一巻五二、大正新脩大藏經刊行會、一九六一年)

(二) 諸侍就任者

中侍・左侍・右侍上士就任者をまとめると表四のようになり、四四例確認できる。その多くが開府以上の元勳・功臣(上柱國一名/柱國五名/大將軍八名/開府一九名)の子弟である。このうち漢族は二三名確認でき、その多くが關中郡姓(京兆杜・京兆韋・扶風蘇・弘農楊・河東柳)や入關山東貴族(滎陽鄭・河内司馬)である。中・左・右侍上士も宮伯と同様に、禁衛經驗者が散見される(九例)。また、起家事例は二四名にのぼり、起家官として機能していた様子が窺える。そのため本人の戎秩は宮伯上士よりもやや低く、大都督よりも、都督(七命)や戎秩無し及び戎秩不明の方が多い。起家年齢が特

定できた人物（九名）の多くが十代後半であった。その後の官歴を見ると、六府官僚や地方長官（刺史・總管）のほか、多くが禁衛官に就任している（二七例）。また、三名（宇文神舉・蘇慈・宇文孝伯）が司衛・司武上大夫、二名（楊瓊・王誼）が六府長官に就任し、三名が上柱國を拜している。王軌・王誼・鄭譯のように武帝親政期・宣帝期に皇帝側近官の内史に就任した人物もみえる〔會田二〇一四〕。

一方、前・後待上士は二例、前・後待中士は六例、宗・勳待下士は二例しか見えず、騎侍・庶侍は就任者が確認できない（表五）。正史に記載のある人物は少なく、親族の戎秩も儀同以下が多く、中・左・右侍よりも低い。また、右待上士の蘇慈が前侍兵を率いていることから、⁽³⁸⁾前侍は右侍等の下位に位置した可能性が考えられる。〔田丸二〇一五〕は、諸侍の持つ武具裝飾には三種の格式があり、金（宮伯・中侍）―銀（左・右・前・後・騎侍）―金塗（宗・庶・勳侍）という等級が存在したとする。しかし、実際には裝飾上の格式と異なり、中・左・右侍の下に前・後侍が位置し、騎・宗・庶・勳侍は更にその下位に位置していたことが窺える。

（三） 小結

ここで宮伯・諸侍就任者の傾向をまとめたい。宮伯・諸侍（中・左・右侍）には主に元勳・功臣子弟が就任しており、宮伯中大夫には宗室や姻戚も散見された。宮伯はほぼ非漢族で占められており、これは非漢族系元勳・功臣を優遇する北周の姿勢と合致している。しかし、諸侍には多數の漢族が就任しており、北周において漢族との協力體制が缺かせなかった様子が窺える。また、宮伯・諸侍は禁衛経験者が多く、諸侍から宮伯に昇進する事例や、禁衛を歴任する事例のほか、宇文泰や宇文護の親信から侍衛に轉任する事例もあった。〔平田二〇一一〕は霸府親信が宇文氏の間で繼承されたことを指摘しているが、侍衛も同様の存在であったといえよう。その後の官歴をみると、宮伯・諸侍就任者から武帝親政期に禁衛長官・皇帝側近官（内史）・地方總管・六府長官・上柱國などが輩出された。

諸侍には「中・左・右侍▽前・後侍▽騎・宗・庶・勳侍」というランクが存在していた。このうち中・左・右侍上士は、元勳や開府以上の功臣子弟の起家官として機能し、禁衛・高官を輩出した。開皇一二年（五九二）「呂武墓誌」（梶山目録一三八六）には、

建徳の初め、周の武皇帝、公の毗贊の能を知り、遣して代王を輔けしめ、後に敕して公の才を盡さざるを已て、勳胄に入れしめ、右侍・承御二上士に遷る。⁽³⁹⁾

とあり、右侍・承御上士は「勳胄」（功臣子弟のつく官）と認識されていた。⁽⁴⁰⁾ また、貞觀一七年（六四三）「陸讓碑」⁽⁴¹⁾には、保定五年を以て左侍上士に釋褐し、班列に従ふなり。

とあり、保定五年（五六五）の左侍上士での起家（二七歳）を通常の昇進の順序に従った（班列に従ふ）と表現している。このことは「功臣（開府以上）子弟↓中・左・右侍上士起家」という入官コースが存在していたことを意味する。大業六年（六一〇）「姬威墓誌」（梶山目録一六五八）にも、官名は記されていないものの、

天和三年、開府の子を以て宿衛に長上す。

とあり、天和三年（五六八）に開府の子として宿衛で起家（二〇歳）したことが記されている。⁽⁴²⁾ 史料には明確に見えないが前・後侍以下の諸侍も儀同以下の功臣子弟の起家官だった可能性がある。侍衛が入官コースとして機能した点は、北魏前期の内朝官やケシクの官制と類似している。

五. 北周の政治動向と侍衛

(一) 宇文護執政期

最後に北周の政治動向と侍衛の関係について検討したい。宇文泰歿後、甥の宇文護が宇文覺（泰の子）を擁立して、孝

閔帝元年（五五七）正月に北周を建国した。宇文護は八柱國クラスの元勳の趙貴・獨孤信を肅清し、北周の實權を掌握した。孝閔帝元年（五五七）九月、孝閔帝は宇文護の誅殺を宮伯（乙弗鳳・賀拔提・元進・張光洛）と計劃した。しかし、宮伯の張光洛が宇文護に密告したため露見し、かえって孝閔帝が廢されてしまった。⁽⁴³⁾年少で即位した孝閔帝と宮伯の信賴關係が稀薄だったことがわかる。その後、宇文護は、明帝・武帝を擁立し、天和七年（五七二）三月まで北周の實權を掌握した。

前述したように、宇文護は武帝と親しい宇文孝伯を諸侍に任命するにあたって、特に警戒心を抱いていない。宮伯・諸侍が大家宰（天官府長官）の管轄下であったことや、皇帝に實權がなかったためと考えられる。實際に武帝の側近ともいべき宮伯・諸侍は宇文神舉・宇文孝伯など少数に限られていた。その一方、宇文護は「元勳・功臣子弟↓諸侍起家」コースを整備している。宇文護執政期の諸侍は、皇帝の權力基盤というよりも、皇帝との距離が近い名譽ある職であったため、元勳・功臣子弟の入官コースとして利用されたと考えられる。また、宇文護は、宇文泰と同様に禁衛に自邸を護衛させ、⁽⁴⁴⁾霸府に親信を設置した。霸府幕僚や親信で起家する功臣子弟も多く、霸府も入官コースとして機能していた〔會田二〇〇七・二〇一〕。

(二) 武帝親政期・宣帝期

北周の實權を握った宇文護に對し、武帝は弟の宇文直や右宮伯中大夫の宇文神舉・宗師下大夫（領右侍）の宇文孝伯、内史下大夫（もと左侍上士）の王軌と宇文護誅殺を計劃し、⁽⁴⁵⁾天和七年（五七二）三月に宇文護を誅殺した。『周書』卷一一宇文護傳には、

護を引ききて含仁殿に入り皇太后に朝す。……帝は玉珽を以て後より之を撃ち、護、地に踏る。……時に衛王直先に戸内に匿れ、乃ち出でて之を斬る。初め、帝は護を圖らんと欲し、王軌・宇文神舉・宇文孝伯頗る其の謀に豫る。是の

日、軌等並びに外に在り、更に知る者無し。護を殺し訖り、乃ち宮伯長孫覽等を召して之を告げ、即ち護の子の柱國譚國公會・大將軍莒國公至……等を收めしめ、殿中に於いて之を殺す。

とあり、武帝は宮伯・諸侍を動かさず、自ら宇文護を誅殺し、その直後に宮伯の長孫覽に命じて、宇文護の子や腹心を殺害した。武帝は宮伯・諸侍のうち、宇文神舉・宇文孝伯とのみ宇文護誅殺を計劃し、武帝と親しかった宮伯の長孫覽⁴⁶にすら、事前に宇文護誅殺計劃を傳えていなかった。武帝は宮伯・諸侍からの情報漏洩を恐れたのであろう。ここから、一部を除いて依然として武帝と宮伯・諸侍の信頼関係が稀薄だったことがわかる。

宇文護誅殺後、親政を開始した武帝は、大冢宰の形骸化を進め、宮伯・諸侍を事實上、皇帝の直屬とした。さらに侍伯・承御・胥附などを新設し、侍衛を増強した。武帝は宮伯の長孫覽・宇文孝伯などを信任し、諸侍経験者（王軌・王誼・宇文孝伯・李詢など）を皇帝側近の内史（詔敕起草・國政參與）に登用した⁴⁷。また、武帝は皇帝直屬の禁衛である司衛・司武に上大夫を設置した後、宮伯・諸侍経験者（宇文神舉・宇文孝伯・長孫覽・蘇慈・楊堅など）を就任させた。その一方で、武帝は宇文護親信を務めた人物も宮伯・諸侍に登用した。例えば宇文述は、宇文護親信から左宮伯に登用され、宮伯・司衛などの禁衛關係の官職を歴任した⁴⁸。武帝親政期には宇文護の霸府幕僚も活躍しており、人材面での連続性が存在していたのである〔會田二〇〇七〕。

武帝は建德六年（五七七）に北齊を滅ぼして華北統一を果たしたが、宣政元年（五七八）六月に急死してしまった。跡をついだ宣帝は、「暴君」として知られているが、その側近（内史上大夫）である鄭譯は、武帝親政期に左侍上士から御正下大夫にうつり、皇太子（後の宣帝）の側近官（宮尹下大夫）に拔擢された人物である⁴⁹。宣帝は武帝側近を排除したことで知られているが、実際には多くの武帝側近（内史）を留任させ、武帝の禁衛・幕僚であった人物を側近官に登用していた〔會田二〇一四〕。

大象二年（五八〇）五月の宣帝歿後、楊堅は左大丞相に就任し、幼少の靜帝のもとで實權を掌握した。『隋書』卷三九

竇榮定傳に、

其の妻は則ち高祖の姉の安成長公主なり。……高祖相と作るに及び、左右宮伯を領し、天臺に鎮守し、露門内の兩箱の仗衛を總統し、常に禁中に宿せしむ。

とあるように、楊堅は姉婿の竇榮定を左右宮伯とし、禁衛を統括させた。ただし、數か月で竇榮定は洛州總管に轉任している。竇榮定を除き、北周末の宮伯・諸侍の存在感稀薄であり、楊堅に抵抗した宮伯・諸侍もいない。皇帝に實權がなくなつたため、宮伯・諸侍の意義が低下したものと思われる。その一方、楊堅は信任する元胄・盧賁に宿衛（官名不詳）を掌握させ、皇帝ではなく楊堅自身を護衛させ、大丞相府に親信などを設置した。

おわりに

本稿での検討結果を踏まえ、北朝隋唐における北周侍衛の位置附けを論じたい。まず、北周の侍衛は、北魏前期の内朝官を直接繼承したわけではなく、『周禮』と西魏禁衛と宇文泰の霸府侍衛をもとに成立したものであった。ただし、北魏後期―西魏の禁衛を通じて、間接的に内朝武官の要素（高官子弟を皇帝近侍の禁衛武官に登用）を繼承したといえよう。また、北魏末から霸府・將軍府侍衛が設置されるようになったが「張二〇〇四D」、その背景には北鎮出身の非漢族の流入が影響した可能性も考えられる。

北周の侍衛の主な職掌は皇帝護衛であり、一部が侍從・相談役をつとめたものの、北魏前期の内朝官に見られる行政官・詔敕の出入・監察や、ケシクの官制に見られる家政機關などの機能は確認できなかった。また宇文護執政期には功臣子弟の入官コースとして機能し、「開府以上の功臣子弟」の「中・左・右侍上士起家」コースが整備された。「宮崎一九九二」四〇五頁は、北周の起家基準は不明であるとし、六府の上士・中士で起家する事例が多いと述べているが、諸侍起家コースの存在が明らかになったことにより、北周の起家や人材登用の流れ、隋唐支配者層の形成過程を説明することが可

能になると思われる。また、北周の侍衛は皇帝直屬ではなく、天官府長官（大冢宰）の管轄下にあり、あくまで六官制の一部にすぎなかった。そのため宇文護執政期や北周末には皇帝の權力基盤として機能しなかった。

これらのことから北周の侍衛は、北魏前期の内朝官と同等の制度とは言えない。北魏の孝文帝改革に對する反發が強かったとされる北周だが、やはりその官制改革の影響を強く受けており、遊牧官制を全面的に復活させることはできなかったのである。

しかし、① 護衛を中心とする皇帝近侍官、② 侍衛の長官（宮伯中大夫）の殆どが非漢族、③ 元勳・功臣子弟が就任、④ 侍衛から皇帝側近・高官を輩出した點が、北魏前期の内朝官やケシクの官制と類似しており、遊牧官制の要素を含んでいたといえよう。北周は鮮卑を中心とする非漢族優位の政權であり、漢語のほか鮮卑語も用いられていたが、鮮卑語由來の官名は確認できず、『周禮』や中國の官名を正式な官名として使用していた。しかし、『周禮』宮伯に遊牧的要素を持つ侍衛を當てはめたように、非漢族は『周禮』を遊牧官制に、漢族は遊牧官制を『周禮』に巧みに読み換え、六官制を用いていたのである。六官制には侍衛以外にも遊牧由來の官制が潜んでいる可能性があり、今後の検討が求められる。

最後に北周の侍衛と隋唐の禁衛との關係を述べたい。隋建國後、北周の六官制は廢止された。しかし、隋の禁衛（十二衛）は北齊禁衛の官名を採用する一方で、北周の武帝親政期に創設された皇帝直屬の親衛軍の體系を繼承した〔菊池一九四〕・〔田頭二〇〇六〕。北周の諸侍經驗者が隋の禁衛に就任する事例も散見される。十二衛の中核にあたる左・右衛には、北周の諸侍を繼承した宮廷内陣の警備を掌る三衛（親衛・勳衛・翊衛）が置かれた。また領左右府に置かれた侍從武官の千牛備身は、北齊の千牛備身と北周の諸侍を繼承した可能性が考えられる。これらの三衛・千牛衛には、官蔭によって高官子弟が起家した〔愛宕一九七六〕。さらに唐代の禁衛でも、皇帝・宮殿を警備する三衛（十二衛や左右衛率府下の親衛・勳衛・翊衛）や千牛衛に、五品以上の官僚子弟が官蔭で入仕していた（衛官コース）⁽⁵¹⁾。衛官は流内官であるが、あくまで正式任官（流内職事官）前の準備段階のポストであった〔愛宕一九七六〕・〔劉二〇〇六〕・〔孫二〇一三〕。濱口重國氏や菊池

英夫氏などは隋唐の三衛の直接の淵源を北魏の宗土・庶子・望土および北周の宗侍・勳侍・庶侍に求めている⁽⁵³⁾。しかし、本稿の検討を踏まえるならば、中侍・左侍・右侍を中心とする諸侍起家コースこそが隋唐の衛官コースの直接の淵源といえよう。⁽⁵⁴⁾

北魏前期の内朝官はケシクに相當する遊牧官制であったが、孝文帝の官制改革によって廢止され、遊牧官制は表舞臺から姿を消してしまった。その結果、非漢族優位の政權であった西魏・北周でも遊牧官制を全面的に復活させることはできなかった。孝文帝改革の影響力の大きさを感じさせる。この點で北魏前期から隋唐まで國家形態が變わらないとする「拓跋國家」説は検討の餘地があり、その當否については更なる實證研究の積み重ねが求められる。しかし、北魏後期の禁衛を繼承した北周の侍衛には、遊牧的要素が存在しており、宇文護執政期に整備された功臣子弟の諸侍起家コースが、隋唐の禁衛に衛官コースという形で繼承された。平田陽一郎氏によって、北周の遊牧軍制が隋唐軍制に影響を與えたことが指摘されているが「平田二〇一一」、隋唐官制中の遊牧的要素についても、今後一層研究を進めていく必要がある⁽⁵⁵⁾。

註

- (1) 「杉山一九九七・二〇一二」・「森安二〇〇七」・「志茂二〇二三」参照。「拓跋國家」の定義については、「杉山二〇一一」二四八―二五二頁、「藤野二〇一二」五頁参照。
- (2) 楊氏・李氏が非漢族に出自を持つ可能性は高いものの、拓跋鮮卑とする實證的研究はなされていない。彼らの出自について、近年の研究には「李二〇一二」がある。
- (3) 「川本一九九八C・二〇〇四・二〇〇五・二〇一五AB」参照。「宮二〇一二」も同様の指摘をしている。
- (4) 庫眞(庫直)は護衛官、察非掾は監察官である。「池田一九七九」・「嚴二〇一三」参照。また、北齊には烏賀眞・大賢眞がみえ「平田二〇一五」、隋には叱干(寒)眞(親王・皇太子の側近官)がみえる「平田二〇一四B」。そのほか北齊の墓誌に散見される「若曷直盪都督」の「若曷」も鮮卑語由来の可能性がある。河清二年(五六三)「劉貴墓誌」(梶山目録八二四)・天統元年(五六五)「獨孤輝墓誌」(梶山目録八四八)・武平七年(五七六)「可朱渾孝裕墓誌」(梶山目録九八一)参照。
- (5) 國姓(胡姓)再行・賜與や軍人改姓については、「山下

一九九九」・「佐川二〇〇二」・「小林二〇〇二」参照。「小林二〇〇三」・「岡田二〇一三」は始祖傳説を中心に宇文氏の國家構想を論じている。「會田二〇一二」では、宇文氏の婚姻動向を分析し、西魏・北周を通じて非漢族出身の元勳が重視されていたことを明確にした。

- (6) さらに「平田二〇一四A」二五五頁は、隋煬帝期に官奴より拔擢された親衛の「給使」も「鮮卑北族社會の傳統に裏付けられた特殊な君臣間の結合關係の一形態」とする。
- (7) その範圍は鮮卑由來の官制(主に内某官・中散)に限定する。「嚴一九九〇」・「松下二〇〇七」。

- (8) 内朝官の職掌については「川本一九九八A」・「嚴一九九〇」・「佐藤二〇〇四」・「張二〇〇四A B」・「嚴二〇一〇」参照。なお、「川本一九九八A B」は、内朝が行政機構である外朝(漢族主體)を統轄・監視したとする。しかし、「佐藤二〇〇二・二〇〇四」は、内朝の監察對象が外朝に留まらず、漢族の監視が目的ではないことを指摘している。

- (9) 「南齊書」卷五七魏虜傳には「國中呼内左右爲直眞、外左右爲烏矮眞、曹局文書吏爲比德眞、檐衣人爲樸大眞、帶仗人爲胡洛眞、通事人爲乞萬眞、守門人爲可薄眞、僞臺乘驛賤人爲拂竹眞、諸州乘驛人爲咸眞、殺人者爲契害眞、爲主出受辭人爲折潰眞、貴人作食人爲附眞。三公貴人、通謂之羊眞。……宏自率衆至壽陽、軍中有黑眞行殿、容二十人坐、輦邊皆三郎曷刺眞」とある。「白鳥一九七〇」は、官名末尾の「眞」はトルコ・モンゴル系言語で「〜の人」(事物を掌る者・行う者)を表す+₂;、あるいは+₃;Fとい

う接尾辭の音寫であろうと述べている。

- (10) ネケル(ノコル)は、チンギス・カンの即位以前から「義理の息子」・「義兄弟」・「家人」として隷屬していた腹心の部下(いわば御家人)である。「護一九五二A B」・「志茂一九九五」・「池内二〇〇九」参照。「森安二〇一二」五頁は、日常生活においては家産的臣下集團、軍事行動の際には近衛集團、建國後は軍事・國政の補佐官とし、「ネケルとは權力奪取までに腹心となった部下とその子孫に限られ、従つてもはや増えることはない譜代の家柄の家臣ともいふべき」存在とする。

- (11) 質子とケシクの關係については「森平二〇一三B」が詳しい。
- (12) ケシクの全體像については、「箭内一九三〇」・「眞杉一九七〇」・「片山一九八〇A」・「森平二〇一三B」を参照した。

- (13) ビチクチチについては「眞杉一九六二」・「坂本一九七〇」・「片山一九八七B」・「四日市二〇〇二」参照。ジャルグチは裁判官・戸籍調査・財政管理・一族功臣への分封や恩賜などの行政一般にわたる廣い職掌を持っていた。「四日市二〇〇五」は、權益で結びついた中央ウルスと下位ウルス間の利益分配を調整する役割を持ったとする。

- (14) 具體例は「片山一九八二・一九八七A B」参照。

- (15) そのほか「松井二〇〇三」は、金の禁衛とキタイ系武官の關係にケシクと相通する點があるとするが、「藤原二〇〇〇」は金の禁衛と遼のオルドの類似性を指摘している。

金におけるケシクの官制の有無については今後の研究が待たれる。また、吐蕃にも贊普の側近官で漢代の「内朝官」に類似するとされる曩論(Nang-lhon)や、近侍官(飲食起居・護衛を掌る)の悉南紕波(SNam-phyi-pa)が存在している。「陳一九八八」・「林二〇〇一」六四六頁参照。しかし、就任者の傾向や職掌について不明な点が多く、現時点ではケシクの官制と断定できない。今後の研究が待たれる。

- (16) なお、國造の子弟を貢上させ、大王の王宮に奉仕(近習・護衛)させた古代日本(律令制以前)の舍人(トネリ)もケシクに類似している。「江上一九九二」参照。古代日本(律令制以前)の舍人とその系譜を繼ぐ兵衛については、「笹山一九八五」参照。律令制度下の舍人については、「井上一九六一」参照。

(17) ただし、直閤將軍・朱衣直閤は、南朝の宋・南齊にも見える。「菊池一九五九」参照。

- (18) 『隋書』卷二四食貨志「魏武西遷、……是時六坊之衆、從武帝而西者、不能萬人、餘皆北徙。」

(19) 西魏末〜建德三年(五七四)の戎秩は、「柱國」大將軍(正九命)―開府儀同三司―儀同三司(九命)―大都督(八命)―帥都督(正七命)―都督(七命)である。北周の武帝は親政開始後の建德四年(五七五)に戎秩を増設し、「上柱國」柱國―上大將軍―大將軍(以上正九命)―上開府儀同大將軍―開府儀同大將軍―上儀同大將軍―儀同大將軍(以上九命)―大都督(八命)―帥都督(正七命)―都督(七命)とした。

(命)とした。

- (20) 西魏・北周の功臣のランク分けについては、「藤堂一九八二」・「前島二〇一三B」を参考とした。宇文氏は、西魏・北周を通じて通婚の際にも八柱國十二大將軍クラスの元勳を優遇した。「會田二〇一二」参照。

(21) 『周書』卷二五李賢傳附李基傳「時太祖諸子、年皆幼冲、……唯託意諸婿、以爲心膂。基與義城公李暉・常山公于翼等俱爲武衛將軍、分掌禁旅。」

- (22) 親信については、「平田二〇一一・二〇一二」参照。

(23) 『周書』卷一五李弼傳附李輝傳「從太祖西巡、率公卿子弟、別爲一軍。」、『周書』卷三〇李穆傳附李惇傳「太祖令功臣世子竝與畧陽公遊處。」

(24) 西魏の官制改革については「前島二〇一三A」参照。『周書』卷二文帝紀下には「初、太祖以漢魏官繁、思革前弊。」とあり、漢魏以來の官職の簡素化を圖ったとする。六官制採用の背景について、「川本一九九八D・二〇〇五」

は北魏の『周禮』主義を繼承したものとす。また、「小林二〇〇三」は、北魏以前の鮮卑の制度(軍人改姓)擬制的に部族復興)と漢族の理想である「周」制を再現し、非漢族・漢族を兩屬させることで、融和を進めて團結させる意圖があったとする。北周の六官制の全體像については「王二〇〇七」が概観している。六官制の構造については「會田二〇一五」も参照。

(25) 『周書』卷一一宇文護傳「保定元年、以護爲都督中外諸軍事、令五府總於天官。」宇文護執政期については、「會田

- 二〇〇七・二〇一二・二〇一五」参照。
- (26) 「山本一九六八」一九七一―九八頁参照。
- (27) 「田頭二〇〇六」は、北周から隋唐にかけて皇帝が最高軍事指揮官としての性格を濃厚に有していると述べ、十二衛の本質を皇帝指揮下の行軍組織であるとし、その劃期を武帝親政期の禁衛改革に求めている。
- (28) 「田頭二〇〇六」は、北周の武侯率上大夫(職掌は偵察)を隋の武侯府・唐の金吾衛の源流とする。
- (29) 史料上、中侍・左侍・右侍・後侍下士の記録は見えない。『周書』卷四〇王軌傳には「起家事輔城公。及高祖即位、授前侍下士。俄轉左侍上士、頗被識顧。」とあり、武成二年(五六〇)四月の武帝即位後に王軌が「前侍下士」になったとする。しかし、同年八月に作成された「王光墓誌」(梶山目録一〇三一・王光は王軌の父)には、「世子軌中侍上士」とある。『周書』の記述が誤っている可能性もあり、前侍下士が設置されていたと断定できない。
- (30) 「閻一九九八」は、北周では尙右(右が左よりも上)だったとする。
- (31) 『通典』卷三九職官二一秩品四「正五命 天官司會・宗師・左宮伯・御正……等中大夫」、「正四命 天官 小宗師・小左宮伯・小御正……等下大夫」、「正三命 天官司會・小宗師・宗正・小右宮伯・右中侍・小御正……等上士」、「正二命 天官司會・宗正・右侍・右前侍・右後侍・主寢・司服……等中士」、「正一命 天官司會旅・宗正・右騎侍・右宗侍・右庶侍・右勳侍・主璽……等下士」
- (32) 『周禮』宮伯「宮伯。掌王宮之士・庶子、凡在版者」鄭玄注「鄭司農云、庶子宿衛之官。……玄謂、王宮之士謂王宮中諸吏之適子也。庶子其支庶也。」、『周禮』宮伯「授八次八舍之職事」鄭玄注「衛王宮者必居四角四中。於徼候使也。鄭司農云、庶子衛王宮、在內爲次、在外爲舍。玄謂、次其宿衛所在。舍其休沐之處。』『周禮』の解釋は「本田一九七七」に據った。
- (33) 北周長安宮の空間構造については、「内田二〇〇九・二〇一〇・二〇一三」が詳しい。
- (34) 「起家爲右侍上士、歷右庶衛・右侍伯・右胥附上士。天子元士、遞宿遞居。建章千門、警夜巡晝。」
- (35) 「天和二年、授右侍上士。四年、授都督、充使聘齊。……其年重出聘齊、受天子之命、問諸侯之俗。」
- (36) 元勳の李弼の系統(李椿・李衍)が非漢族(徒何鮮卑)であることは、「前島二〇一三C・二〇一四」参照。
- (37) 北周建國時、北周宗室で壯年に達していたのは宇文護のみであったため、宇文護は宇文泰の子を十代半ばで重要地の總管などに登用し、經驗を積ませて六卿に登用し、政權内における宗室勢力の擴大につとめた。そのため、北周宗室の昇進スピードは、元勳・功臣子弟よりも早かった。「前島二〇一〇」参照。宮伯中大夫での起家もその一例にあげられる。兩者とも正確な年齢は不明だが、十代半ばであつたとみてよい。
- (38) 仁壽三年(六〇三)「蘇慈墓誌」(梶山目録一五二四)に「天和二年、授右侍上士。……五年、治大都督、領前侍兵。

六年、授正大都督、仍領前侍兵。」とある。「前侍兵」の來源は不明であるが、前侍中士・下士などを「兵」と稱した可能性が考えられる。

(39) 「建徳之初、周武帝知公毗贊之能、遣輔代王、後敕已不盡公才、令人勳胄、遷右侍・承御二上士。」

(40) 『隋書』卷四七韋壽傳にも「壽在周、以貴公子、早有令譽、爲右侍上士。」とあり、「貴公子」とみなされた韋壽が右侍上士で起家している。部分的に公開されている開皇一八年(五九八)「韋壽墓誌」(梶山目録一四五〇)によると、韋壽は天和三年(五六八)に一八歳で右侍上士に起家している。「戴二〇〇〇」参照。

(41) 『金石萃編』卷四六唐六、『全唐文』卷九九二闕名、「王二〇〇七」五〇頁參照。「以保定五年釋褐左侍上士、從班列也。」

(42) 「天和三年、以開府子長上宿衛。」開皇一三年(五九三)「李椿墓誌」(梶山目録一三九一)にも「周武帝特嘉其能、追入宿衛、授左侍上士、餘官封如故。」とあり、左侍を「宿衛」と表現している。ほかにも「起家宿衛」の事例(父は開府)として、大業一〇年(六一四)「鄧昞墓誌」(梶山目録一七九二)の「宣政元歲、起家宿衛、遷大都督・右衛府司馬。」(起家年齢は二〇歳)と、大業一一年(六一五)「張壽墓誌」(梶山目録一八〇九)の「周武成元年、起家宿衛。」(起家年齢は二一歳)がある。唐代の墓誌には、官蔭で三衛(十二衛に屬する親衛・勳衛・翊衛)に入仕する際に「宿衛」と記載する事例があり「爰若一九七

六」、北周でも諸侍を「宿衛」と表現した可能性がある。ただし、武伯や左右六率を指す可能性もあり、諸侍と斷定することはできない。

(43) 『周書』卷三孝閔帝紀「帝性剛果、見晉公護執政、深忌之。司會李植・軍司馬孫恆以先朝佐命、入侍左右、亦疾護之專、乃與宮伯乙弗鳳・賀拔提等潛謀、請帝誅護。帝然之。又引宮伯張光洛同謀。光洛密白護、……鳳等遂不自安、更奏帝、將召羣公入、因此誅護。光洛又白之。時小司馬尉遲綱總統宿衛兵、護乃召綱共謀廢立。」

(44) 『周書』卷一宇文護傳「護第屯兵禁衛、盛於宮闕。」

(45) 『周書』卷二宇文直傳、「周書』卷四〇宇文孝伯傳、同宇文神舉傳、同王軌傳參照。

(46) 『隋書』卷五一長孫覽傳「武帝在藩、與覽親善、及即位、彌加禮焉、超拜車騎大將軍、每公卿上奏、必令省讀。」

(47) 內史については「山本一九六八」一九七―一九八頁・「谷川一九九八」・「王二〇〇七」一七四―一八〇頁參照。武帝親政期の内史就任者については「會田二〇一四」參照。

(48) 宇文述については、『隋書』卷六宇文述傳と武徳八年(六二五)「宇文述墓誌」參照。墓誌と正史の宇文述像の相違については、「會田二〇〇九」參照。

(49) 『隋書』卷三八鄭譯傳に「周武帝時、起家給事中士、拜銀青光祿大夫、轉左侍上士、與儀同劉昉恒侍帝側。」とある。その後の官歴については、『周書』卷三五鄭孝穆傳附鄭譯傳および『隋書』卷三八鄭譯傳、「會田二〇一四」參照。

- (50) 『隋書』卷三八盧賁傳「轉司武上士。時高祖爲大司武、賁知高祖爲非常人、深自推結。……及高祖初被顧託、羣情未一、乃引賁置於左右。……賁恒典宿衛。」、『隋書』卷四〇元冑傳「高祖初被召入、將受顧託、先呼冑、次命陶澄、竝委以腹心、恒宿臥內。及爲丞相、每典軍在禁中、又兄弟威俱入侍衛。」
- (52) 唐代後半期には、貢擧出身者が官界に増加したため、衛官コースの地位は相對的に低下し、官蔭有資格者も貢擧に向かうようになった。その一方で官蔭の無い庶人層が官蔭を詐稱して衛官に進出するようになった。「愛宕一九七六」。
- (53) 『濱口一九六六A』・「菊池一九九四」・「高橋一九九三」参照。

- (51) 千牛備身は、他の衛官よりもランクが高く、職事官三品以上のの子孫・三省六部侍郎(四品)の子で、容姿端麗・武藝にすぐれたものが就任した。親衛は職事官三品以上の子・二品以上の孫、勳衛は職事官四品の子・三品の孫・二品以上の曾孫、翊衛は職事官五品の子・四品の孫・三品の曾孫・封爵を有する勳官三品の子が就任した。「愛宕一九七六」・「劉二〇〇六」参照。翊衛については「日野一九八九」もある。
- (54) 『隋書』卷六八宇文愷傳には「初爲千牛、擧選御正中大夫・儀同三司。」とあるのに對し、『周書』卷一九宇文貴傳附宇文愷傳では「起家右侍上士、稍遷御正中大夫。」とあり、右侍上士と千牛が同一視されていることがわかる。
- (55) 「平田二〇一四B」は、唐代初めの皇帝親衛組織に、鮮卑北族起源の君主と側近官との近侍關係が受け継がれてきたとする。

引用文獻

- 〔日文・著者五十音順〕
- 會田大輔 二〇〇七 「北周宇文護執政期再考——宇文護幕僚の人的構成を中心に」(『集刊東洋學』九八)
- 會田大輔 二〇〇九 「宇文述墓誌」と『隋書』宇文述傳——墓誌と正史の宇文述像をめぐって(『駁臺史學』一三七)
- 會田大輔 二〇一一 「西魏・北周霸府幕僚の基礎的考察——幕僚の官名・官品(官命)・序列を中心に」(『明大アジア史論集』二一五)
- 會田大輔 二〇一二 「北周宗室の婚姻動向——「楊文孫墓誌」を手がかりとして」(『駁臺史學』一四四)
- 會田大輔 二〇一四 「北周武帝親政期・宣帝期における側近官の人的構成」(『明大アジア史論集』一八)
- 會田大輔 二〇一五 「北周司會考——六官制と霸府の關係をめぐって」(『東洋學報』九六・四)

- 池内 功 二〇〇九 「チングス・ハン帝國における人的結合の原理——ノコルを中心に」(『四國學院大學論集』一三〇)
- 池田 溫 一九七九 「唐朝處遇外族官制略考」(『唐史研究會編『隋唐帝國と東アジア世界』汲古書院)
- 井上 薰 一九六一 「舍人制度の一考察——兵衛・授刀舍人・中衛舍人」(『日本古代の政治と宗教』吉川弘文館、初出一九六〇)
- 岩本篤志 二〇一五 「北齊・徐之才『藥對』と尙藥局の成立」(『唐代の醫藥書と敦煌文獻』角川學藝出版、初出二〇〇一年)
- 内田昌功 二〇〇九 「北周長安宮の空間構成」(『秋大史學』五五)
- 内田昌功 二〇一〇 「北周長安宮の路門と唐大明宮含元殿——殿門複合型建築の出現とその背景」(『歴史』一一五)
- 内田昌功 二〇一三 「隋唐長安城の形成過程——北周長安城との關係を中心に」(『史朋』四六)
- 江上波夫 一九九一 『騎馬民族國家 改版』(中公新書)
- 岡田和一郎 二〇一三 「西魏・北周の國家構造」(『唐宋變革研究通訊』四)
- 愛宕 元 一九七六 「唐代における官蔭入仕について——衛官コースを中心として」(『東洋史研究』三五一一)
- 梶山智史 二〇一三 「北朝隋代墓誌所在總合目錄」(汲古書院)・梶山目錄と表記
- 片山共夫 一九七七 「元朝四怯薛の輪番制度」(『九州大學東洋史論集』六)
- 片山共夫 一九八〇A 「怯薛と元朝官僚制」(『史學雜誌』八九一一)
- 片山共夫 一九八〇B 「元朝怯薛出身者の家柄について」(『九州大學東洋史論集』八)
- 片山共夫 一九八二 「元朝の昔寶赤について——怯薛の二重構造を中心として」(『九州大學東洋史論集』一〇)
- 片山共夫 一九八七A 「元朝怯薛の職掌について(その一)」(『日野開三郎博士頌壽記念論集 中國社會・制度・文化史の諸問題』中國書店)
- 片山共夫 一九八七B 「元朝必閣赤雜考」(『モンゴル研究』一七)
- 加藤修弘 二〇一二 「遼朝北面の支配機構について——著帳官と節度使を中心に」(『九州大學東洋史論集』四〇)
- 川本芳昭 一九九八A 「内朝制度」(『魏晉南北朝時代の民族問題』汲古書院、初出一九七七)
- 川本芳昭 一九九八B 「監察制度」(『魏晉南北朝時代の民族問題』汲古書院、初出一九七七)
- 川本芳昭 一九九八C 「四・五世紀の中國と朝鮮・日本」(『魏晉南北朝時代の民族問題』汲古書院、初出一九九二)
- 川本芳昭 一九九八D 「五胡十六國・北朝史における周禮の受容をめぐって」(『魏晉南北朝時代の民族問題』汲古書院、初出一九九二)
- 川本芳昭 二〇〇四 『中國史のなかの諸民族』(山川出版社)
- 川本芳昭 二〇〇五 『中國の歴史〇五 中華の崩壊と擴大 魏晉南北朝』(講談社)

- 川本芳昭 二〇一五 A 「北魏内朝再論——比較史の観点から見た」(『東アジア古代における諸民族と國家』汲古書院、初出二〇一二)
 川本芳昭 二〇一五 B 「中國前近代における所謂中華帝國の構造についての覺書——北魏と元・遼、および漢との比較」(『東アジア
 古代における諸民族と國家』汲古書院、初出二〇一四)
- 菊池英夫 一九五九 「六朝軍帥の親軍についての一考察」(『東洋史研究』一八一—)
- 菊池英夫 一九九四 「唐初軍制用語としての「團」の用法——日本律令制下の「軍團」に觸れて(一)」(『紀要』中央大學文學部史學
 科三九)
- 窪添慶文 二〇〇六 「文成帝期の胡族與内朝官」(張金龍主編『黎虎教授古稀紀念中國古代史論叢』世界知識出版社)
- 小林安斗 二〇〇二 「北朝末宇文氏政權と賜姓の關係」(『千葉大學社會文化科學研究』六)
- 小林安斗 二〇〇三 「鮮卑のえがいた理想國家と華夷觀——六世紀中國における胡漢問題についての一試論」(『千葉史學』四二—)
- 坂本 勉 一九七〇 「モンゴル帝國における必闌赤^{ᠪᠢᠯᠠᠨᠴᠢᠰ}——憲宗メンクの時代までを中心として」(『史學』四二—四)
- 佐川英治 二〇〇二 「孝武西遷と國姓賜與——六世紀華北の民族と政治」(『岡山大學文學部紀要』三八)
- 笹山晴生 一九八五 「日本古代衛府制度の研究」(東京大學出版會)
- 佐藤貴保 二〇〇七 「西夏の二つの官僚集團——十二世紀後半における官僚登用法」(『東洋史研究』六六—七)
- 佐藤 賢 二〇〇二 「北魏前期の「内朝」・「外朝」と胡漢問題」(『集刊東洋學』八八)
- 佐藤 賢 二〇〇四 「北魏内某官制度の考察」(『東洋學報』八六—)
- 志茂碩敏 一九九五 「モンゴル帝國の國家構造」(『モンゴル帝國史研究序説——イル汗國の中核部族』東京大學出版會)
- 志茂碩敏 二〇一三 「モンゴル帝國史研究 正篇・中央ユーラシア遊牧諸政權の國家構造」(東京大學出版會)
- 白鳥庫吉 一九七〇 「東胡民族考」(『白鳥庫吉全集 第四卷 塞外民族史研究上』岩波書店、初出一九一〇・一九一一・一九二二・
 九一三)
- 杉山清彦 二〇一五 A 「清初侍衛考——マンジュ^{ᠮᠠᠨᠵᠢᠦ}大清グルンの親衛・側近集團」(『大清帝國の形成と八旗制』名古屋大學出版會、
 初出二〇一三)
- 杉山清彦 二〇一五 B 「中央ユーラシア國家としての大清帝國」(『大清帝國の形成と八旗制』名古屋大學出版會)
- 杉山正明 一九九七 「中央ユーラシアの歴史構圖——世界史をつないだもの」(『岩波講座世界歴史一 中央ユーラシアの統合』岩
 波書店)
- 杉山正明 二〇一一 『遊牧民から見た世界史 増補版』(日経ビジネス人文庫、初版一九九七)

- 田頭賢太朗 二〇〇六 「金吾衛の職掌とその特質——行軍制度との關係を中心に」(『東洋學報』八八三)
- 高橋 徹 一九九三 「衛官と勳官に關する一試論」(『响沫集』八)
- 高橋 徹 二〇一〇 「拓跋國家」批判」(『山形縣立山形南高等学校 研究紀要』四九)
- 谷川道雄 一九九八 「周末・隋初の政界と新舊貴族」(増補 隋唐帝國形成史論)筑摩書房、初出一九六七)
- 田丸祥幹 二〇一五 「北朝の禮制と三駕函簿」(『國史學』二一六)
- 藤堂光順 一九八二 「西魏北周期における「等夷」關係について」(『名古屋大學東洋史研究報告』八)
- 濱口重國 一九六六 A 「正光四五年の交に於ける後魏の兵制に就いて」(『秦漢隋唐史の研究』東京大學出版會、初出一九三三)
- 濱口重國 一九六六 B 「西魏の二十四軍制と儀同府」(『秦漢隋唐史の研究』東京大學出版會、初出一九三八・一九三九)
- 日野開三郎 一九八九 「唐代翊衛考」(『日野開三郎東洋史學論集』一一、三一書房、初出一九六〇)
- 平田陽一郎 二〇一一 「西魏・北周の二十四軍と「府兵制」」(『東洋史研究』七〇一二)
- 平田陽一郎 二〇一二 「北朝末期の「親信」について」(『沼津工業高等專門學校研究報告』四六)
- 平田陽一郎 二〇一四 A 「隋代の「給使」について」(『沼津工業高等專門學校研究報告』四八)
- 平田陽一郎 二〇一四 B 「皇帝と奴官——唐代皇帝親衛兵組織における人的結合の一側面」(『史滴』三六)
- 平田陽一郎 二〇一五 「隋・郁久闕可婆頭墓誌」の譯注と考察」(『沼津工業高等專門學校研究報告』四九)
- 藤野月子 二〇一二 「王昭君から文成公主へ——中國古代の國際結婚」(九州大學出版會)
- 藤原崇人 二〇〇〇 「金代禁衛組織について——侍衛親軍司を中心に」(『大谷大學學院研究紀要』一七)
- 本田二郎 一九七七 『周禮通釋』(秀英出版)
- 前島佳孝 二〇一〇 「北周の宗室」(『中央大學アジア史研究』三四)
- 前島佳孝 二〇一三 A 「西魏宇文泰政權の官制構造について」(『西魏・北周政權史の研究』汲古書院、初出二〇一一)
- 前島佳孝 二〇一三 B 「柱國と國公——西魏北周における官位制度改革の一齣」(『西魏・北周政權史の研究』汲古書院、初出二〇〇六)
- 前島佳孝 二〇一三 C 「北周徒何綸墓誌銘と隋李椿墓誌銘——西魏北周支配階層の出自に關する新史料」(『西魏・北周政權史の研究』汲古書院、初出二〇〇五)
- 前島佳孝 二〇一四 「北周徒何樹墓誌銘とその世系の再検討」(『人文研紀要』七九)
- 眞杉慶夫 一九六二 「元朝の必闡赤について」(『元史刑法志の研究譯注』教育書籍)

- 眞杉慶夫 一九七〇 「怯薛制度について」(『社會文化史學』六)
- 松井 太 二〇〇三 「金代のキタイ系武將とその軍團——蕭恭の事跡を中心に」(岡洋樹・高倉浩樹・上野稔弘編『東北アジアにおける民族と政治』東北大學東北アジア研究センター)
- 松下憲一 二〇〇七 「北魏石刻史料に見える内朝官——「北魏文成帝南巡碑」の分析を中心に」(『北魏胡族體制論』北海道大學出版會、初出二〇〇〇)
- 宮 紀子 二〇〇一 「ブラルグチ再考」(『東方學報』(京都) 八六)
- 宮 紀子 二〇〇二 「Mongol bašiと bicikiたち」(窪田順平編『ユーラシアの東西を眺める』総合地球環境學研究所)
- 宮崎市定 一九九二 『宮崎市定全集六 九品官人法』(岩波書店、初出一九五六)
- 護 雅夫 一九五二A 『Nōkō考——「チンギスハーン國家」形成期における』(『史學雜誌』六一—八)
- 護 雅夫 一九五二B 『Nōkō考序説——主として主従關係成立の事情について』(『東方學』五)
- 森平雅彦 二〇一三A 「高麗王位下とその權益——大元ウルスの一分權勢力としての高麗王家」(『モンゴル霸權下の高麗』名古屋大學出版會、初出一九九八)
- 森平雅彦 二〇一三B 「元朝ケシク制度と高麗王家——高麗・元關係における禿魯花の意義に關聯して」(『モンゴル霸權下の高麗』名古屋大學出版會、初出二〇〇二)
- 森安孝夫 二〇〇七 『興亡の世界史〇五シルクロードと唐帝國』(講談社)
- 森安孝夫 二〇一三 「加藤修弘卒業論文の公刊にあたって」(『九州大學東洋史論集』四〇)
- 箭内 互 一九三〇 「元朝怯薛考」(『蒙古史研究』刀江書院)
- 山下將司 一九九九 「西魏・恭帝元年「賜姓」政策の再検討」(『早稻田大學大學院文學研究科紀要』四五—四)
- 山本隆義 一九六八 「中國政治制度の研究——内閣制度の起源と發展」(『東洋史研究會』)
- 吉岡 眞 一九九九 「北朝・隋唐支配層の推移」(『岩波講座世界歴史9 中華の分裂と再生』岩波書店)
- 四日市康博 二〇〇二 「ジャルグチとビチクチに關する一考察——モンゴル帝國時代の行政官」(『史觀』一四七)
- 四日市康博 二〇〇五 「ジャルグチ考——モンゴル帝國の重層的國家構造および分配システムとの關わりから」(『史學雜誌』一一四—四)

〔中文・著者ピンイン順〕

- 陳楠 一九八八 「吐蕃職官制度考論」(『中國藏學』一九八八(一))
- 戴應新 二〇〇〇 「隋韋謏墓和韋壽夫婦合葬墓的出土文物」(『月刊故宮文物』二〇〇八)
- 谷霽光 二〇〇一 「西魏・北周時期府兵制度的形成」(『府兵制度考釋』中華書局、初版一九六二)
- 李明仁 二〇〇二 「隋及唐朝前期皇位繼承研究」(『中國古代君主繼承制之研究』稻鄉出版社)
- 林冠群 二〇〇一 「唐代吐蕃史研究」(聯經出版)
- 劉琴麗 二〇〇六 「唐代武官選任制度初探」(社會科學文獻出版社)
- 呂春盛 二〇〇二 「關隴集團的權力結構演變——西魏北周政治史研究」(稻鄉出版社)
- 孫正軍 二〇一三 「官還是民：唐代三衛補吏稱、釋褐、小考」(『復旦學報(社會科學版)』二〇一三(四))
- 王仲華 二〇〇七 「北周六典」(中華書局、初版一九七九)
- 閻步克 一九九八 「西魏北周官制的尙左尙右問題」(『北大史學』五)
- 嚴耀中 一九九〇 「北魏前期政治制度」(吉林教育出版社)
- 嚴耀中 二〇一〇 「北魏內行官試探」(『魏晉南北朝史考論』上海人民出版社、初出一九八六)
- 嚴耀中 二〇一三 「述論唐初期的庫真與察非掾」(『晉唐文史論稿』上海人民出版社、初出二〇〇三)
- 張金龍 二〇〇四 A 「史籍所見北魏前期禁衛武官制度」(『魏晉南北朝禁衛武官制度研究』中華書局)
- 張金龍 二〇〇四 B 「北魏文成帝《南巡碑》所見禁衛武官制度」(『魏晉南北朝禁衛武官制度研究』中華書局)
- 張金龍 二〇〇四 C 「北魏後期禁衛武官制度」(『魏晉南北朝禁衛武官制度研究』中華書局)
- 張金龍 二〇〇四 D 「西魏北周禁衛武官制度」(『魏晉南北朝禁衛武官制度研究』中華書局)
- 張金龍 二〇一〇 「禁斷、北——關於鮮卑語言與文字問題」(『北魏政治史』七、甘肅教育出版社)

附記・本稿は平成二五年度東洋史研究會大會での報告をもとに再構成したものである。また、平成二七年度科學研究費補助金(日本學術振興會特別研究員獎勵費)による研究成果の一部である。

A STUDY ON CHAMBERLAIN (侍衛) POSITION IN THE NORTHERN ZHOU IN ASSOCIATION WITH THE NOMADIC BUREAUCRATIC SYSTEM

AIDA Daisuke

Recent studies have pointed out the limits of understanding the history of the Northern and Southern to Sui-Tang dynasties solely within the framework of Chinese history, and there has been an academic tendency to reassess this period from the more comprehensive, Eurasian perspective. Along these lines, one should note that within the bureaucratic systems of the Northern Dynasties, there are elements that originate in nomadic bureaucratic systems. Kawamoto Yoshiaki has already pointed out the similarities between the inner court official position, *neichaoguan* 內朝官, of the early Northern Wei and the Mongolian *keshig*. On the other hand, the Western Wei and the Northern Zhou, the origin of Sui and Tang ruling classes, implemented the Six Ministries System based on the *Rites of Zhou*, and here, influence of the nomadic administrative system cannot be observed. However, Hirata Yōichirō has reconsidered the Twenty-four Armies System of the Western Wei, and has concluded that it descended from the nomadic military system. Furthermore, Hirata also pointed out that the close advisors, *qinxin* 親信, who served the authorities of the Western Wei and the Northern Zhou, were derived from the inner court bureaucrats of the early Northern Wei. Taking these points into account, one should consider the possibility that the Northern Zhou Six Ministries System also involved elements of the nomadic bureaucratic system. This paper attempts to explain the relationship between the Northern Zhou Six Ministries System and the nomadic bureaucratic system, by focusing on the imperial chamberlains (侍衛) of the Northern Wei, their development, duties, and those appointed to the position.

The position of chamberlain in the Northern Zhou was not directly derived from the early Northern Wei inner court official position. Rather, it was based on elements such as the *Rites of Zhou*, and the imperial guard positions of the Western Wei. The main duties of the Northern Zhou chamberlains were as imperial guardsmen, and thus they were more limited than those of the Northern Wei inner court officials. However, the position also included aspects of the nomadic bureaucratic system, firstly in that the chiefs of the chamberlains consisted only of non-Chinese, and secondly, in that the children and siblings of meritorious subjects were appoint-

ed as chamberlains, who then advanced onto higher bureaucratic ranks. This shows that the Northern Zhou administered the Six Ministries System through a deft mix of the *Rites of Zhou* and the nomadic bureaucratic system. In addition, it became clear that the Northern Zhou prepared a career path starting with the chamberlain position for the children and siblings of meritorious subjects and that this was passed on as the Sui-Tang career path starting with the position of *Weiguan* 衛官. Such findings invoke the need to also consider nomadic influence within the Sui-Tang bureaucratic system.

HEXI AND DAIBEI: THE RELATIONS BETWEEN THE LOCAL MILITARY AUTHORITIES IN A PERIPHERAL AREA OF THE TANG AND NOMADIC TROOPS DURING THE FIRST HALF OF THE 9TH CENTURY

MURAI Kyoko

The Hexi 河西 (around the Ordos) and the Daibei 代北 areas in the northern peripheral belt of China during the Tang dynasty were the cradles of nomadic governments established in Northern China in the 10th century, such as those of the Tangut 党項 and Shatuo 沙陀 tribes. Various conditions in those areas during the latter half of the Tang dynasty directly caused these nomadic groups to gain power. The historical circumstances that caused these nomads to extend their influence to these areas have mainly been explained from the perspective of the study of their own history. However, the Tang dynasty must have had reasons for accepting the nomadic groups. Furthermore, altered circumstances accompanying this acceptance and antipathy to it must also have existed. Therefore, this paper examines the background of the local Tang military deployed in its northern peripheral territory and its acceptance of nomadic troops as well as the regional correlation between Hexi and Daibei under Tang policies regarding the northern peripheral territory by examining the Tangut uprising and its suppression by Tang forces during the first half of 9th century.

The first section clarifies the previously obscure deployment of the Tang forces and their composition in the suppression of the Tangut during the Xuanzong 宣宗 era by means of analysis of the new *Wang Zai* 王宰 *epitaph*. The core of the Tang forces were not military authorities of Jingxi-Jingbei 京西京北 districts where the